

官報

号外

平成十五年六月二十七日

○第百五十六回 参議院會議録第三十五号(その一)

平成十五年六月二十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十五号

平成十五年六月二十七日

午前十時開議

- 第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
- 第三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
- 一、請暇の件
- 一、次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第一より第三まで
- 一、共生社会に関する調査の中間報告

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
去る二十四日、筆坂秀世君から議員辞職願が提出されました。
辞表を参事に朗読させます。

(参事朗読)

平成十五年六月二十七日 参議院會議録第三十五号(その一)

議員辞職の件 請暇の件 議事日程追加の件

法律案(趣旨説明)

参議院議員辞職願

筆坂 秀世

二〇〇三年六月二十四日
一身上の都合により、参議院議員を辞職いたします。

参議院議長 倉田 寛之殿

○議長(倉田寛之君) 筆坂秀世君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、お諮りいたします。

田村公平君から海外渡航のため来る二十九日から九日間の請暇の申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。坂口厚生労働大臣。

(國務大臣坂口力君登壇、拍手)

○國務大臣(坂口力君) 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、次世代育成支援対策推進法案について申し上げます。

急速な少子化の進行に伴い、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を整備することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、次世代育成支援対策に関する基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、次世代育成支援対策に関する基本理念を定めるとともに、関係者の責務を明らかにしてあります。

第二に、主務大臣は、基本理念のつとめ、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の行動計画策定指針を定めることとしてあります。

第三に、市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに行動計画を策定することとしてあります。

第四に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしてあります。

第五に、国及び地方公共団体の機関等において、職員を雇用する立場からの行動計画を策定し、公表することとしてあります。

このほか、次世代育成支援対策の推進に関し、必要な事項を定めることとしてあります。

この法律の施行期日は、行動計画策定指針については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、行動計画の策定については平成十七年四月一日等としてあります。また、この法律は平成二十七年三月三十一日限りその効力を失うこととしてあります。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な少子化の進行に伴い、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境を整備することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、地域における子育て支援の強化を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につき御説明申し上げます。

第一に、市町村は、子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととしてあります。

また、市町村は、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言等を行うこととしてあります。

第二に、市町村保育計画等の作成であります。保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を定めるものとしてあります。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十七年四月一日としてあります。

以上が次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。谷博之君。

(谷博之君登壇、拍手)

○谷博之君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました次世代育成支援対策推進法案並びに児童福祉法改正案につきまして、福田官房長官並びに関係大臣に質問をいたします。

冒頭、私事で恐縮ですが、私は、昭和十八年、一九四三年生まれでありまして、今年六十歳の還暦を迎えることとなりました。この六十年間の人生を振り返ると、一番の思い出は、我が子と苦楽をともにした子育てにおける喜怒哀楽の思い出の数々でありました。おかげさまで二人の子供も成人をし、社会人として独立をして我が家を巣立ってまいりましたが、共働き家庭の中で、産休明けの保育所への送迎から小学校入学後の学童保育やPTA活動など、その多くを父親として担わしていただき、通算二十年間にわたって子育て現場における貴重な体験もさせていただいてまいりました。

そうした経験を踏まえて、二つの法案についてお伺いしたいのですが、その前に、この法案に関連して、平和を志向する次世代、子育て家庭の視点から、イラク支援法案への懸念についてお伺いしたいと思います。

戦後、教養子を再び戦場に送るというスローガンを掲げた反戦平和の活動が全国各地で繰り広げられてまいりましたが、これは何も特定の団体や組織の人たちだけの一党一派に偏った活動ではなく、戦後の一定期間まで広く国民の共通の認識として受け止められ、理解されてきたことであったと思うのであります。

ところが、小泉政権誕生後、顕著に様相が一変し、テロ特措法や有事関連三法案など、矢継ぎ早に法案を成立させ、今回は国会を延長させてでもイラク支援法案を強行成立させようとしているのであります。

そこで、官房長官にお伺いいたします。次世代を担う若者を戦場にならねない地域に送り出すこととなるこの新法で、尊い過去のない誓いが無惨にも打ち破られることになりかねないのか、あるいは派遣される自衛隊員の身の安全はどう保障できるのか、また地元の武装勢力との戦闘行為に巻き込まれることにならないのか、このイラク新法はそうした一番の疑問と原点の問

題についてどのように答えようとしているのか、率直にその考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、次世代育成支援対策推進法案についてお伺いいたします。

この法案は、国が行う次世代育成支援の基本理念を定め、行動計画を地方自治体及び事業主に義務付けることで総合的な推進体制を整備しようとしているのでありますが、一方、議員立法の少子化社会対策基本法案との関係が不明瞭で、屋上屋を重ねているようにも見えますのであります。また、非予算関連法案であり、市町村からは新たなデスクワークが増えるだけとの声も聞こえてくるのであります。

具体的に申せば、この法案が義務付ける市町村の行動計画は、地域における子育ての支援を第一に取り上げる予定であり、その能力を高めるためには当然地域住民の参画が何よりも不可欠なのであります。

さらにまた、住民参画といえ、市町村は社会福祉法に基づき住民参画で地域福祉計画を策定することになっており、それに従って例えば栃木県栃木市や埼玉県戸田市など一部の先進的な都市での取組は行われているものの、策定義務がないため全国的にはその取組が非常に遅れていると思うのであります。

そこで、行動計画策定に当たっては、地域福祉計画の策定との十分な連携や、また地域福祉計画策定の進んでいない市町村では行動計画自体を十分な住民参加で策定するなど、その指針を具体的に示すべきだと思うのでありますが、そこで、この点についての厚生労働大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、地域子育て支援と地域福祉計画における小中学校の積極的な参加についてお伺いいたします。地域の子育て能力が低下した一つの原因として、小中学校による地域への関与や貢献が少なく

なったことを挙げる向きもあります。が、しかし、そうした中で、昨春からの完全学校週五日制の実施に当たり、文科省は事務次官通知を発し教職員の地域ボランティア活動への参加を促しているのではありませんが、その通知の効果は一体どのようなになっているのでありましようか。

空き教室や校庭を単に地域に開放するだけではなく、地域の子育て支援や地域福祉計画の策定にも教職員がその専門性を生かしつつ積極的に関わっていただくことが大切だと指摘する声もあるのですが、文部科学大臣及び厚生労働大臣の、この点についてどのように認識をされ、対応を考えておられるのか、その御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、児童福祉法の改正に関連して何点か伺ひます。

今回の改正により、児童福祉法は、従来の保育に欠ける児童を対象からすべての児童の健全育成を図る法律へと脱皮しました。ならば、保育に欠ける留守家庭児童に対する施策と並行して、就学後の全児童を対象とする放課後対策について、自治体任せにせず、すべての家庭に対する子育て支援の一環として国が積極的に取り組むべきだと考えるのであります。

そうした意味から、例えば横浜市や世田谷区などの比較的財政の豊かな自治体だけがこのことを実施できたり、あるいは川崎市や大阪市のようにならぬ現状は余り望ましいものではないと言わざるを得ないのであります。

指導員を配置した校庭開放事業については、文部科学省も昭和五十一年度まで全国五千五百校に補助をしていましたが、現在はわずか六百六十校に押し下げられています。放課後児童の健全育成は文部科学省の所管ではないとお考えなのでしょうか。

そこで、そうした立場から、例えば必要な財政的措置も含めて、このようなことをどのように御認識され、その対応をどのようにお考えになつておられるのか、文部科学大臣並びに厚生労働大臣にそれぞれお伺いしたいと思ひます。

なお、全国学童保育連絡協議会の九八年の調査によると、公設公営の放課後児童クラブの指導員の約二割が臨時の任用となつております。自治体の中には指導員すべてが臨時の任用のところもあるようですが、児童福祉法の理念に照らし、各クラブにつき最低一名は非常勤特別職として採用し、指導の中核を担っていくよう助言していくべきではないかと思ひますが、この点についても厚生労働大臣にその御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、次世代育成の個別施策を推進するための関連個別法の整備について二点お伺いいたします。

先月、虐待を受けていた小学六年生を東京都の児童相談所が母親の抵抗を振り切って保護した事件がありました。ネグレクトなど児童虐待の深刻化が進む中で、児童相談所による立入調査に当たり親が拒否した場合の打開策などについて、現行法では何ら規定がされておられません。一方、行動計画では、要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進が盛り込まれる予定のようでありますが、虐待を受けている親が立入りを拒否するという緊急時においてはどのような司法手続が行われるべきか、先日まとまった社会保障審議会の児童虐待防止専門委員会の報告も踏まえ、早急にその対応を定める必要があると思ひます。そこで、こうした点については、児童虐待防止法改正の検討も含め、今後どのように検討がなされていくのか、厚生労働大臣にその御見解をお伺いしたいと思ひます。

二点目は、小児慢性特定疾患対策の法制化であります。

市町村、都道府県の行動計画に盛り込む事業として例示された中には、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進があります。そこで、私は、今回の児童福祉法の改正には当然小児慢性特定疾患の法制化が含まれているものと思っております。それはなっております。

振り返ってみると、昨年六月二十八日の小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会報告書に沿って法制化の検討を一年以上も続けてきたのでありますが、一向にその進捗状況が見えてきていないのが現状であります。

そこで、児童福祉法を改正するのか、それとも他の既存の法律を改正するのか、あるいはまた慢性疾患や難病対策全般を法制化する新たな法律をつくるのか、そのくらいの方性はそろそろ示すべきではないでしょうか。

いずれにせよ、三位一体の改革が進む中、財政的な負担規定を明確に条文に入れた法制化なくしてこのままの扱いが続くならば、義務的事業とはみなされず、補助金削減の対象となることは必至であり、小児慢性特定疾患の子供を持つ親たちの不安は一層募ってくることは明らかであります。

そこで、こうした不安を一日も早く解消するためにも、早急にこの問題についての結論を出すべきであります。この点についての厚生労働大臣の明確な御答弁をお願いしたいと思います。

また、いわゆる難病対策については、今年度から制度的補助金化されたわけですが、義務的経費ではない以上、制度の恒久化ではなく、再び補助金が削減される心配もあるのであります。そこで、この点についての財務大臣の御見解もお伺いしたいと思います。

最後に、幼保一元化に関連して伺います。言うまでもなく、子供の視点に立てば、保育と幼児教育の内容に違いは全くありません。本日閣議決定された経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針二〇〇三では、児童の視点に立って、就学前の教育・保育を一体としてとらえた総合施設

設の創設を平成十八年度までに検討するとしております。また、六月二十三日の衆議院予算委員会では、小泉総理は、幼保一元化の実現に向け平成十六年度予算の編成から積極的に取り組む考えも表明しております。

そこで、この総合施設の意義、ねらいと、今後の検討、実施の具体的日程、そしてまたこれらの財源については現時点でどのように考えているのか。さらにまた、幼保一元化に関連して、国が保育所運営費負担金として支出している約四千二百億円の補助金を削減するとの議論もあるのであります。今回の骨太の方針ではそうしたことについて明確な方向性が示されていないのであります。そこで、この問題についてどのように対処するのでしようか。そしてまた、既存の幼稚園と保育所は今後とも現状のまままで存続させるつもりなのか。これらの諸点について、経済財政担当大臣の明確な御見解をお伺いしたいと思います。

財務大臣は、六月二十三日の衆議院予算委員会では、三位一体の改革における義務的事業の税源移譲について、二〇％ぐらいは地方行政全体で経費を見直していただきたいと答弁してありますが、それでは、義務的事業の一例としての保育所運営費において一体どこに二割を切り詰める余裕があるのでしょうか。あるとするならば、財務大臣の具体的なアイデアを教えてくださいたいと思います。

そしてまた、厚生労働省は幼保一元化について消極的と聞いていますが、内閣不一致とならぬよう、厚生労働大臣の前向きな御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

民主党は、子ども省を設置し、幼保一元化を進め、多様な保育サービスの提供体制を整備する一方で、地方にも五・五兆円の税源移譲を進め、二十兆円の国庫補助金を一括交付金化することを検討しております。新たな総合施設の所管としての子ども省設置の必要性について官房長官はどうお

考えでしょうか。

最後に、縦割りの弊害を解消せず、税源移譲も先送りして、ただ計画の策定だけを義務付けるだけでは、全く実効性に乏しい子育て支援策になるのではないかと私は憂慮しております。そこで、こうした私の懸念を小泉総理大臣に是非伝えていただくよう官房長官をお願いをして、私の質問を終わりとさせていただきます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)
○国務大臣(坂口力君) 谷議員にお答えを申し上げます。まず最初に、次世代育成支援対策推進法案に基づき行動計画の策定についてのお尋ねがございました。

本法案に基づきます行動計画につきましては、議員が御指摘のとおり、社会福祉法に基づく地域福祉計画と十分に調和が取れたものにする必要があるというふうにご考えております。国が策定をいたします行動計画の指針につきましても、その旨を示したいと考えております。

また、行動計画につきましては、住民参加の下に策定されることが重要であるという御指摘がございましたが、同感でございます。本法案におきましては、市町村や都道府県に対しまして、行動計画を策定するに当たりましては住民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずることを義務付けたところでございます。行動計画の指針におきまして、住民意見の反映の手段として公聴会や説明会の開催など具体例を示したところでございます。

次に、地域における子育て支援の実施でありますとか地域福祉計画の策定に教職員が積極的に関わっていくべきとの御指摘がございました。地域における子育て支援の実施や地域福祉計画の策定に当たりましては、様々な関係者が参加することが重要でありまして、地域の実情に応じた、小中学校の教職員を含めて専門性を持った方々に主体的に取り組んでいただくことは大切な

ことであるというふうにご考えております。

こうした中で、今回の次世代育成支援対策推進法案におきましては、国が定める行動計画の指針について、文部科学省を始めとする関係省庁と共同して策定していきたいと考えております。

また、同法案におきましては、地域における次世代育成支援対策の推進に關しまして協議するための地域協議会を組織することができるとしております。この協議会におきましては、教育関係者を含めました多様な関係者から成るものなどを想定しております。行動計画の策定に当たりましては、地域の実情に応じた協議会の設置、活用が図られるように、国が定める指針におきましてもそれを促したいと考えているところでございます。

放課後対策についてのお尋ねがございました。保護者が昼間家庭にいない児童に対しまして、遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業につきましては、新エンゼルプラン及び平成十三年七月の閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に基づきまして、計画的に整備を推進しているところでございます。

御指摘の自治体独自の取組として、小学校におきまして、放課後にすべての児童を対象とする取組が行われているところもあることも事実でございます。遊びを通じた異なった年齢児の交流等の場として有意義であるというふうにご考えているところでございます。

このような取組におきまして、放課後児童健全育成事業を併せて実施している場合につきましては、放課後指導員の配置、それから衛生面及び安全面が確保される施設の設置など、一定の要件を満たしているところに国庫補助の対象として、地方公共団体における多様な取組を支援していきたいと考えております。

それから、放課後児童クラブの指導員についてのお尋ねもございました。

平成十五年六月二十七日 参議院会議録第三十五号(その二) 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

放課後児童クラブの職員配置につきましては、子供を預かる時間帯が通常、放課後に限られることから、指導員につきましては非常勤として、利用人数に応じて配置をしているところでございます。

本事業に対する国庫補助は非常勤職員を前提に運営費を計上しているところでありますが、長時間開設に対する加算等、各種加算制度の創設を図るなど改善を図っているところでございます。また、放課後児童クラブにおける指導員と児童の関係は児童の健全育成の観点から重要でありまして、指導員にはできる限り継続的に勤めていただくことが重要であると考えております。厚生労働省といたしまして、そうした方向性を踏まえて今後考えていきたいと考えているところでございます。

児童虐待防止法の改正の検討についてのお尋ねがございました。

児童虐待防止法の見直しにつきましては、法律の附則において施行後三年の見直しが規定されていることを一つの契機といたしまして、制度全体にわたる解決すべき課題の整理を行うために、社会保障審議会児童部会、そしてその中に児童虐待の防止等に関する専門委員会というのが置いてございまして、ここにおきまして御審議をいただいで、先般その報告書も取りまとめたところでございます。

この報告書におきましては、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、さらには子供の保護や自立支援に至る取組について幅広い観点から検討、整理をしていただいたところでございます。

御指摘のありました立入調査に対する司法の関与につきましては、本報告書におきまして、立入りを拒否された場合の打開策については有効な手段について引き続き検討する必要があるとされておりまして、多くの課題があるものと考えておりますが、今後、幅広い虐待防止の取組につ

て、関係省庁とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

家庭の立入り拒否を受けた場合、どんなときにそれを振り切った立ち入ることになるのかといったようなことにつきましては、もう少しやはり検討をして、そして結論を急ぎたいというふうに考えているところでございます。

小児慢性特定疾患対策の法制化についてお尋ねがございました。

小児慢性特定疾患の治療研究事業は、慢性的の病気がある子供の健全育成に關しまして重要なものと考えております。この事業の開始以来、四半世紀が経過をいたしました。本事業を取り巻きます状況も大きく変化しましたことから、その在り方について、専門家や患者代表の皆さんによりまして、検討会を設置をいたしまして御議論をいただきまして、昨年の六月に、将来にわたり安定的な制度として本事業を確立していくことを求める報告書が取りまとめられたところでございます。

厚生労働省といたしましては、この報告を踏まえて、事業の安定的な運営が図られるよう、その在り方につきましてはこれまで検討を進めてきたところでありますが、今後も鋭意検討を進めたいというふうに思っております。平成十六年度からは成案が得られるように努力をしているところでございますので、また御理解をいただきたいと思

います。

最後に、幼保一元化についてのお尋ねがございました。

多様化する子育てニーズに対応するために、地域の子育て資源を総合的かつ効率的に活用することが重要であることも事実でございます。少子化が進行する地域におきましては、その実情を踏まえまして、保育所と幼稚園の相互の連携をより一層強化することが必要であると考えております。

一方、本日閣議決定されました骨太の方針二〇〇三年におきましては、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能

とすることについて、平成十八年度までに検討を行うことといたしているところでございます。

保育所と幼稚園の関係につきましては、我が国の次代を担う子供たちの幸せを第一に考えまして、そして総合施設の検討を進めることが重要であるというふうに考えております。

厚生労働省は後ろ向きではないかというお話がございましたが、決してそんなことはございませんで、文部科学省とより積極的により一元化に向けて努力をしていく決意でございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 谷議員にお答えします。

まず、イラク支援法案の目的と同法案に基づき派遣される自衛隊員の安全についてのお尋ねがございました。

このイラク支援法案は、現行憲法の下で、国際協調を図りつつ、我が国としてイラクの再建に協力をするを通じて中東地域の安定を確保し、ひいては我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保を図ることを目的といたしております。

派遣される自衛隊員の安全につきましては、基本的な方針の策定から活動の実施の際に至るまで、政府全体として最大限の配慮を行うことといたしております。

また、新たな総合施設の所管としての子ども省設置の必要性につきましてお尋ねがございました。

本日閣議決定されました骨太の方針二〇〇三における就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設につきましては、子ども省の設置により対応するよりも、子供にかかわる関係省庁が十分に連携し、政府一体として対処することが重要であると考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇、拍手)

○国務大臣(遠山敦子君) 谷議員の御質問にお答えいたします。

議員からは二点について御質問がございました。

初めに、地域の子育て支援に教職員も積極的に加わるべきとお尋ねがございました。

御指摘のとおり、子供たちを健やかに育てるためには地域の幅広い人々の協力を得ることが不可欠であり、教職員も地域社会の一員としてスポーツ、文化活動等の様々な活動に自主的に参加することが期待されております。こうした観点から、昨年三月に事務次官通知を行ったところであり、教職員も参加した工夫を凝らした地域活動の取組も報告されております。

教職員が専門性を生かして子育て支援や地域福祉計画の策定にも積極的に参加していくことは有意義であり、今後とも、教職員を含め地域の人々が主体的に子育て支援などにかかわっていくよう、教育委員会を通じて働き掛けてまいります。

次に、放課後児童の健全育成についてのお尋ねですが、放課後における子供の居場所づくり等のための学校開放が進むよう、文部科学省としては教育委員会に対する働き掛けや必要な施設整備への補助等の措置を講じております。

また、厚生労働省が進めている放課後児童健全育成事業における小中学校の余剰教室の活用につきましても、当省としてこれを促進する取組を行っておりますが、本年三月の次世代育成支援に関する当面の取組方針を踏まえまして、今年度から幼稚園の場を活用した放課後児童健全育成事業が各市町村において推進されるよう支援しているところでございます。

さらに、文部科学省では、すべての児童生徒を対象として、放課後や週末の居場所づくりや体験活動の促進のためのモデル事業を全国的に展開しております。

今後、このような施策を通じ、厚生労働省とも連携し、放課後における児童の健全育成に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○國務大臣(塩川正十郎君) いわゆる難病対策についての補助金でございますけれども、これは義務的経費には該当いたしません、平成十五年度におきましては厳しい財政状況のもとで、対前年度比三十億円という大幅な予算の増額をいたしております。

さて、平成十六年度予算につきましては、厚生労働省と予算要求について協議をした上で決定いたしたいと思っております。

また、保育所等の運営について、一体どこに二割を切り詰める余裕があるのかという御質問でございます。

私が申し上げましたのは、財源移譲に当たりまして、義務的な経費につきましては総体として二〇%近く節約していただきたいということを申し上げております。それは、一つは、この五年間を経過を見ましたならば、国の税収が一五%落ち込んでおるといことが一つでございます。それと、さらに、まあこの五年間におきます諸物価等の言わば低減、下落が約五%近くございますので、合わせまして二〇%近くは検討していただきたいと思っております。これは一般論として申し上げたものでございます。

したがって、個別については申し上げておりませんが、あえて保育所についての運営についてどうかというお尋ねでございますので、私はあえて申し上げます。今、社会福祉法人の経営しております保育所の経費の合理化というものは非常に進んでおりますけれども、公立の保育所におきましますところの特に人件費の比率は民間に比べまして非常に高額であるということは事実でございますので、その点につきましては調整等は十分にしたいだいて、二割ぐらいの削減はできるのではないかと考えておりますので、御努力を是非お願いいたしたいと思っております。(拍手)

(國務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)

○國務大臣(竹中平蔵君) 谷議員から基本方針二〇〇三におきまして教育・保育の一体としてとらえた総合施設の創設等について一連のお尋ねがございました。

本日の閣議で基本方針二〇〇三、骨太第三弾を閣議決定しておりますが、その中で、新しい児童育成のための体制の整備としまして以下の二点を指摘をしております。

近年の社会構造、就業構造の著しい変化等を踏まえまして、新しい児童育成のための体制を整備するという観点から、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能とする。第二点は、この実現に向けて関係省庁において平成十八年度までに検討をする、関連する負担金の一般財源化など、国と地方の負担の在り方について並行して検討を進めて、必要な措置を講じるということでございます。

お尋ねのありました教育・保育一体の総合施設につきましては、したがって、この基本方針に向けて今後議論を深めて、具体的な制度をつくっていくということになろうかと思っております。

また、負担金の削減についてもお尋ねがございましたが、これは正に税源移譲と交付税改革とともに、正に三位一体として制度を進めてまいります。具体的には、今後の予算編成に向けてこの制度が進んでいくというふうに承知をしております。

さらに、既存の幼稚園、保育所の関係についてもお尋ねがございましたが、これは坂口大臣の御答弁にもありましたように、総合施設の検討を進めるとともに、保育所と幼稚園の連携強化を含めた全体について、できることから関係省庁において実施に移されていくというふうに承知をしております。

以上、三点についてお答えを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。
厚生労働委員長金田勝年君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(金田勝年君登壇、拍手)

○金田勝年君 ただいま議題となりました二法律案のうち、まず、労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争の未然防止等に資するため、有期労働契約期間の上限の延長、解雇に係る規定の整備、裁量労働制に係る手続及び要件の見直し等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院では、解雇に係る規定の整備等について修正が行われております。
委員会におきましては、解雇ルールの法制化の意義、契約期間の上限延長が常用雇用と与える影響、非正規労働者の処遇の在り方、裁量労働を行う労働者の健康確保対策の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取しましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、母子家庭の母は就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっております。

母子家庭の母については、総合的な自立支援策を実施するために、平成十四年十一月に母子及び寡婦福祉法などの関連法律が抜本的に改正されましたが、あわせて児童扶養手当法も改正され、支給開始から一定期間を経過した場合等における手当の一部減額措置が導入されたところであり、その就業を促進することが従前に増して強く求められております。

本法律案は、こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を講じることにより、母子家庭の福祉を図るものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画について、就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこととしております。また、厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力をしなければならないこととしております。

第二に、政府は、就業支援施策及びその実施状況を国会に報告しなければならないこととしております。

第三に、政府は、母子福祉資金貸付金の貸付けについて、就業が促進されるように特別の配慮を

しなければならぬこととしております。

第四に、国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるよう努めることとしております。

第五に、国は、母子福祉団体等の受注の機会の増大を図られるよう配慮することとしております。この場合、国の物品及び役務の調達については、予算の適正な使用に留意することとしております。

第六に、地方公共団体は、民間事業者に対する協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について、国の施策に準じて、就業の促進を図るために必要な施策を講じるよう努めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は公布の日から起算して一月を超えない範囲で政令で定める日とし、また、本法律は平成二十年三月三十一日限りで失効する時限立法となっております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、労働基準法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百十三
百八十六

反対

二十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百十四
二百十四

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長三浦一水君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(三浦一水君登壇、拍手)

○三浦一水君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年の米の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進する観点から、生産者の自主的な努力を支援するため、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設けるとともに、米の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致し、その意見を聴取するとともに、米づくりの本来あるべき姿と、その実現のための条件、米政策改革大綱の周知徹底と田舎の実施のための予算の確保、地域の自主性を尊重した産地づくり対策、農業経営所得の確保と安定化対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会及び各派に属しない議員中村敦夫君を代表して羽田理事より、主要食糧の生産者に対する所得補償制度の創設等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、亀井農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきまして米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百十四
百二十三

反対

九十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) この際、共生社会に関する調査会長から、共生社会に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。共生社会に関する調査会長小野清子君。

(調査報告書は本号(その二)に掲載)

(小野清子君登壇、拍手)

○小野清子君 共生社会に関する調査会における中間報告の概要につきまして御報告申し上げます。

本調査会は、平成十三年、第百五十二回国会において設置されて以来、「共生社会の構築に向けて」を調査テーマと定め、一年目は児童虐待防止に関する件について、二年目は障害者の自立と社会参加に関する件を取り上げて調査を行うとともに、児童虐待防止及び配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する調査も行つてまいりました。

その結果、障害者の自立と社会参加についての提言を含めた中間報告書を取りまとめ、去る六月十六日、議長に提出いたしました。

以下、その主な内容について御報告申し上げます。

まず、障害者の自立と社会参加について、二回にわたり内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省から説明を聴取し、質疑を行うとともに、参考人から四回にわたって意見を聴取し、質疑を行いました。

参考人からは、ノーマライゼーションの実現への努力、障害のある人が地域で生活するための支援の確保、高齢者、障害者にとって利便性、安全性の高い移動手段の確保、ユニバーサルデザインの意義、障害者差別禁止法等の制定の必要性等の意見が述べられました。

これらの調査を踏まえ、障害者の自立と社会参加に関する調査委員の認識の共有化を図り、今後の取組の方向性を見いだすため、調査委員会間の自由討議を行いました。

調査委員会からは、社会全体をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化する必要性、教育・就労環境の整備、障害者法制度の整備、障害者の政策決定過程への参画の必要性等が指摘されました。

このほか、児童虐待防止に関する件について、厚生労働省及び参考人から説明及び意見を聴取し、質疑を行いました。参考人からは、市町村の役割分担の強化、里親制度の充実、児童虐待防止法等の改正の必要性等が指摘されました。

また、配偶者暴力防止法施行後の状況に関する調査のため、内閣府、厚生労働省及び参考人から説明及び意見を聴取し、質疑を行いました。参考人からは、配偶者暴力防止法改正の必要性、国及び地方公共団体による財政支援の必要性等が指摘されました。

我が国におきましては、現在、障害のある人がない人と同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、物理的、制度的、文化・情報面及び意識上の四つの障壁の除去に向け各種施策が展開されております。しかしながら、社会においては、障害のある人が権利の主体として十分に活動できる状況には至っておりません。さらに、今後の高齢社会の進展に向けて、社会全体をユニバーサルデザイン化していくことが求められております。

このような認識の下、本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめることといたしました。

その主な内容は、第一に、バリアフリー社会の一層の推進として、障害のある人が地域で暮らすためのバリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりの推進、公共的建築物のバリアフリー対応の強化、障害のある人を含め、すべての人の移動を保障するための外出支援サービスの充実、障害のある人が利用しやすい機器やソフトウェア等の開発や普及等の推進、障害のある人等の選挙権の保障などであります。

第二に、教育・就労環境の整備として、障害のある子どもとない子どもが交流、理解し合うための環境整備、長期療養中の児童生徒に対する病院等における学習機会の確保、深刻な不況により就労の場を狭められている障害者の法定雇用率遵守の徹底化、及び精神障害者に対する補助と障害者授産施設等の製品の販路拡大などであります。

第三に、障害のある人の権利については、障害のある人が、生涯を通じて、あらゆる分野で機会の平等が確保され、障害を理由とする不当な差別を保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備などであります。

第四に、福祉機器等の流通の促進として、新たな福祉機器等の製品の普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等であります。

第五に、障害のある人等の政策決定過程への参画として、障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえた障害者施策を推進するため、障害のある人及び障害者施設・団体の関係者等の政策決定過程への参画の一層の推進であります。

なお、児童虐待防止に関して、一年目及び二年目の調査を踏まえまして、児童虐待の防止に関する決議を全会一致で行っております。

政府並びに関係各方面におかれましては、障害者の自立と社会参加についての提言及び児童虐待の防止に関する決議の趣旨を御理解され、今後の施策に反映されますよう要請するものであります。

終わりに、このたび本調査会各会派の総意として申入れを行つておりました携杖許可制度についての見直しが行われたところでありますが、議長を始め議院運営委員長及び関係議員各位の御尽力に対しまして御礼を申し上げる次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
大江 康弘君 山本 香苗君
森 ゆうこう君 平野 達男君
遠山 清彦君 沢 たまき君
高橋紀世子君 岩本 莊太君
高野 博師君 加藤 修一君
森下 博之君 中島 啓雄君
島袋 宗康君 広野ただし君
荒木 清寛君 福本 潤一君
松 あきら君 山下 栄一君

木村 仁君 佐々木知子君
平野 貞夫君 田村 秀昭君
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
山口津男君 山本 保君
鶴保 庸介君 入澤 肇君
松岡満寿男君 山本 正和君
日笠 勝之君 森本 晃司君
風間 昶君 木庭健太郎君
泉 信也君 山崎 正昭君
西岡 武夫君 渡辺 秀央君
統 訓弘君 浜田敏子君
白浜 一良君 鶴岡 洋君
草川 昭三君 浜田卓二郎君
扇 千景君 阿南 一成君
日出 英輔君 椎名 一保君
柏村 武昭君 吉田 博美君
森元 恒雄君 松山 政司君
外添 要一君 有村 治子君
愛知 治郎君 大仁田 厚君
加治屋義人君 齊藤 滋宣君
加納 時男君 有馬 朗人君
大野つや子君 仲道 俊哉君
山下 英利君 荒井 正吾君
岩永 浩美君 岩井 國臣君
景山俊太郎君 金田 勝年君
中島 真人君 南野知恵子君
北岡 秀二君 阿部 正俊君
溝手 顕正君 上野 公成君
加藤 紀文君 矢野 哲朗君
太田 豊秋君 吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君 宮崎 秀樹君
片山虎之助君 鴻池 祥肇君
月原 茂皓君 清水嘉子君
関谷 勝嗣君 大島 慶久君
若林 正俊君 久世 公堯君
青木 幹雄君 森山 裕君
森田 次夫君 岩城 光英君
岡田 広君 藤井 基之君

福島啓史郎君	野上浩太郎君	齋藤 十朗君	山下八洲夫君
西銘順志郎君	椎名 素夫君	江田 五月君	北澤 俊美君
西川きよし君	山内 俊夫君	興石 東君	宮本 岳志君
世耕 弘成君	小齊平敏文君	井上 哲士君	又市 征治君
小林 温君	近藤 剛君	岩本 司君	紙 智子君
後藤 博子君	山下 善彦君	小泉 親司君	田 英夫君
中川 義雄君	武見 敏三君	福島 瑞穂君	山根 隆治君
山崎 力君	国井 正幸君	池口 修次君	八田ひろ子君
田村 公平君	鈴木 政二君	大沢 辰美君	大田 昌秀君
亀井 郁夫君	林 芳正君	浅尾慶一郎君	羽田雄一郎君
谷川 秀善君	中原 爽君	井上 美代君	西山登紀子君
保坂 三蔵君	松村 龍二君	林 紀子君	大脇 雅子君
野間 越君	清水 達雄君	小川 勝也君	本田 良一君
佐藤 泰三君	狩野 安君	高嶋 良充君	藤井 俊男君
服部三男雄君	河本 英典君	畑野 君枝君	大門美紀史君
竹山 裕君	真鍋 賢二君	池田 幹幸君	円 より子君
中曾根弘文君	陣内 孝雄君	山本 孝史君	小林 元君
山東 昭子君	松田 岩夫君	小池 晃君	富樫 練三君
杳掛 哲男君	桜井 新君	岩佐 惠美君	吉川 春子君
上杉 光弘君	黒岩 宇洋君	直嶋 正行君	角田 義一君
樺葉賀津也君	信田 邦雄君	長谷川 清君	千葉 景子君
中島 章夫君	大淵 絹子君	岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
中村 敦夫君	辻 泰弘君	吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
大塚 耕平君	松井 孝治君	市田 忠義君	
鈴木 寛君	段本 幸男君		
高橋 千秋君	谷 博之君		
藤原 正司君	神本美恵子君	財務大臣	塩川正十郎君
田浦 直君	山本 一太君	文部科学大臣	遠山 敦子君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君	厚生労働大臣	坂口 力君
海野 徹君	郡司 彰君	農林水産大臣	亀井 善之君
櫻井 充君	福山 哲郎君	国務大臣	福田 康夫君
三浦 一水君	佐藤 道夫君	(内閣官房長官)	
今泉 昭君	伊藤 基隆君	国務大臣	
朝日 俊弘君	平田 健二君	(経済財政政策担当大臣)	竹中 平蔵君
齋藤 勁君	谷林 正昭君		
小野 清子君	柳田 稔君	副大臣	鴨下 一郎君
藁科 満治君	川橋 幸子君		
峰崎 直樹君	築瀬 進君		

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員	補欠
世耕 弘成君	山本 一太君
中川 義雄君	常田 享詳君
山崎 力君	世耕 弘成君

辞任	補欠
世耕 弘成君	山本 一太君
中川 義雄君	常田 享詳君
山崎 力君	世耕 弘成君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

理事 林 紀子君 (吉川春子君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成十三年年度決算調整資金からの歳入組入れに關する調査

同日調査会長から次の報告書が提出された。

共生社会に關する調査報告書(中間報告)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

医薬品販売の規制緩和の危険性に關する質問主意書(又市征治君提出)(第三三六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問(第三四号)(答弁することが出来る期限 六月三十日)

参議院議員中村敦夫君提出徳山ダムに関する質問(第三五号)(同 七月三十日)

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東チモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。

去る二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。改正道路運送法施行後のタクシー行政の改善に関する質問主意書(富樫練三君外六名提出)(第三七号)

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

筆坂 秀世君

補欠

池田 幹幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

池田 幹幸君

補欠

大門実紀史君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

食料生産確保基本法案(山田正彦君外一名提出)(衆第三二号)

人づくり基本法案(佐藤公治君外一名提出)(衆第三三号)

国民生活充実基本法案(武山百合子君外一名提出)(衆第三四号)

地球環境保全基本法案(高橋嘉信君外一名提出)(衆第三五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後の規定による通知書を受領した。

参議院議員又市征治君提出医薬品販売の規制緩和の危険性に関する質問(第三六号)(答弁することが出来る期限 七月二十八日)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律

同日議長は、五月二十七日のハルドル・ブロンダール・アイスランド共和国国会議長再任に際し、同議長宛、祝電を送付した。

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

八田ひろ子君

補欠

市田 忠義君

財政金融委員

辞任

櫻井 充君

補欠

江本 孟紀君

文教科科学委員

辞任

江本 孟紀君

補欠

櫻井 充君

厚生労働委員

辞任

風間 昶君

補欠

農林水産委員

辞任

渡辺 孝男君

補欠

福本 潤一君

市田 忠義君

八田ひろ子君

環境委員

辞任

加藤 修一君

補欠

風間 昶君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

大門実紀史君

補欠

池田 幹幸君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第八七号)

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岡崎トミ子君

補欠

和田ひろ子君

総務委員

辞任

市田 忠義君

補欠

八田ひろ子君

法務委員

辞任

鈴木 寛君

補欠

本田 良一君

財政金融委員

辞任

江本 孟紀君

補欠

櫻井 充君

文教科科学委員

辞任

農林水産委員

辞任

信田 邦雄君

補欠

本田 良一君

和田ひろ子君

岡崎トミ子君

福本 潤一君

八田ひろ子君

環境委員

辞任

風間 昶君

補欠

加藤 修一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 羽田雄一郎君 (和田ひろ子君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)(参第一五号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

商工会に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第三八号)

阿賀川における災害復旧事業及び河川改修事業に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第三九号)

審査報告書

労働基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十五年六月二十六日

厚生労働委員長 金田 勝年

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働条件をめぐる社会経済情勢の変化の中で、労働者の就業意識の変化に対応しつつ労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争を未然に防止する等のため、労働契約の期間の上限を延長するとともに、解雇に係る規定を整備するほか、裁量労働制に係る手続及び要件の見直しを行う等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

一、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に則して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではないとの立法者の意思及び本法の精神の周知徹底に努めること。また、使用者に対し、東洋酸素事件(東京高裁昭和五十四年十月二十九日判決)等整理解雇四要件に関するものを含む裁判例の内容の周知を図る

こと。

2 労働契約期間の上限の延長に当たっては、常用雇用の代替性を加速させないように配慮するとともに、有期雇用の無限定な拡大にながらないよう十分な配慮を行うこと。

3 有期上限五年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるに当たり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること。

4 有期上限五年の対象労働者の退職の自由、雇止め予告の在り方を含めた有期雇用の回復更新問題、「期間の定めのない」契約とするのみなし規定の制定、有期雇用とするべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇、育児・介護休業の適用など、有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

5 就業規則への解雇事由の記載や退職理由の明示について、モデル就業規則や退職証明書の文例を作成し、普及に努めること。特に、労働基準監督署による相談の際、改正の趣旨を踏まえ、就業規則のチェック等の指導を徹底すること。併せて個別労使紛争解決制度との連携に努めること。

6 労働条件の変更、出向、転籍など、労働契約について包括的な法律を策定するため、専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。

7 裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官による臨検指導を徹底し、過労死

を防止するための措置を講ずること。

8 今回の裁量労働制の適用事業場の拡大、手続緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、適用対象事業場についての基準を設けるとともに、対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする。また、この基準等の周知徹底を図ること。

9 企画業務型裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。専門業務型裁量労働制の本人同意については、引き続き検討すること。

10 労働基準監督署への届出が簡素化されること等に伴い、裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官の監督指導を徹底するなど制度の適正な運用確保に努めること。

11 改正の趣旨、内容等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知するよう努めること。

二、本法における解雇ルールは、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を何ら変更することなく最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理を法律上明定したものであることから、本法による改正後の第十八条の二の施行に当たっては、裁判所は、その趣旨を踏まえて適正かつ迅速な裁判の実現に努められるよう期待する。

右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年六月五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

(小字及び一は衆議院修正)

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法昭和二十二年法律第四十九号の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(契約期間等)」に改め、同条中「一年」を「三年」に、「三年」を「五年」に改め、同条第一号中「新商品」新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な」を削り、「この条」を「この号」に改め、「当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、及び」新たに「を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「前一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる。

行政官庁は、前項の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

(解雇)

第十八条の二 使用者は、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合を除き、労働者を解雇することができる。ただし、その解雇が、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第二十二条の見出しを「退職時等の証明」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「予め」を「あらかじめ」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第三十八条の三第一項を次のように改める。

使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。

一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものととして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この条において「対象業務」という。）

二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間

三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保

するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第三十八条の四第一項中「事業運営上の重要な決定が行われる事業場において」を削り、「設置された場合」を「設置された事業場」に、「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二項第一号中「指名され、かつ、厚生労働省令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得ている」を「指名されている」に改め、同項第一号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「その他の厚生労働省令で定める事項」を削り、同条第五項中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改める。

第七十条中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第八十九条第三号中「事項」の下に「（解雇の事由を含む）」を加える。

第一百九条第一号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に改める。

第二百二十条第一号中「第二十二條第一項若しくは第二項」を「第二十二條第一項から第三項まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

第三十七条 期間の定めのある労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限り）を締結した労働者（第十四条第一項各号に規定する労働者を除く。）は、労働基準法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第三条に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出るにより、いつでも退職することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第十四条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方公務員法の一部改正）

第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第二條」を「第二條、第十四條第二項及び第三項、第十八條の二、」に、「及び第三條」を並びに「第三條」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第五条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二條第一項（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二條第一項に規定する者に適用される場合」に限り、第五十八條第三項中労働基準法を「同条第三項中労働基準法第十四條第二項及び第三項並びに第十八條の二に係る部分並びに同法に改め、」に係る部分の下に「（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二條第一項に規定する者に適用される場合に限る。）」を加える。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第六条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第七條中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

数による議決」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成十五年六月二十六日

提出者

厚生労働委員長 金田 勝年

参議院議長 倉田 寛之殿

置法

（目的）

第一条 この法律は、最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

（母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実）

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百一十九号）第十一條第一項に規定する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

2 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関し

て講じようとする施策の充実が図られるよう、

相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 母子及び寡婦福祉法第十一條第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下この項において「自立促進計画」という。)を策定する同号に規定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

(国会に対する報告等)

3 政府は、毎年、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

(母子福祉資金貸付金の貸付に関する特別の配慮)

第四條 政府は、対象期間に係る母子及び寡婦福祉法第十六條に規定する母子福祉資金貸付金の貸付について、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、同条に規定する政令を定めなければならない。

(民間事業者に対する協力の要請)

第五條 国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮)

第六條 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法明治二十九年法律第八十九号第三十四條の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特別非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られる

ように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

(地方公共団体の施策)

第七條 地方公共団体は、前二條の規定に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、平成十九年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況に係る第三條第二項の規定による報告については、同項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年六月二十六日
農林水産委員長 三浦 一水
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年の米穀の生産及び流通をめぐむ諸情勢の変化にかんがみ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進する観点から、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設けるとともに、生産者の過剰米処理に係

る無利子資金の貸付け、米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う米穀安定供給確保支援機構の設置、米穀の出荷・販売業者の届出制度等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行に必要な経費は、来年度以降計上される。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律
(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

「第一節 基本計画(第四條)

第二節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者(第五條)

第二款 出荷取扱業者(第六條、第二十七條)

第三款 自主流通法人(第二十八條、第三十四條)

第四款 販売業者(第三十五條、第三十七條)

第五款 自主流通米価格形成センター(第四十八條、第五十八條)

第六款 政府の買入れ及び売渡し(第五十九條、第六十四條)

第七款 政府以外の者の行う輸入及び輸出(第六十五條、第六十五條の三)

基本指針(第四條)

適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

生産調整方針(第五條、第七條)

米穀安定供給確保支援機構(第八條、第二十七條)

米穀価格形成センター(第十八條、第二十八條)

政府の買入れ及び売渡し(第十九條、第三十三條)

政府以外の者の行う輸入及び輸出(第三十四條、第三十六條)

緊急時の措置(第三十七條、第四十條)

第四十一條 第四十六條に、「第七十二條 第八十三條」を「第四十七條 第五十四條」に、「第八十四條 第九十二條」を「第五十五條 第六十二條」に改める。

第一条中「計画的な」を「適正かつ円滑な」に改める。

第二条第一項中「計画的にかつ」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十五年六月五日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に依じて、これを行うよう努めなければならない。
第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十四項までを削る。

「第一節 基本計画を第一節 基本指針」に改める。

第四条の見出しを削り、同条第一項中「基本計画」を「基本指針」に改め、同条第二項中「基本計画」を「基本指針」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定める必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四条第五項を削り、同条第六項中「基本計画」を「基本指針」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「基本計画」を「基本指針」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項から第六項を第三項から第五項に」、「基本計画」を「基本指針」に改め、同項を同条第七項とする。

第二章第二節の節名中「計画的な」を「適正かつ円滑な」に改める。

第二章第二節第一款及び第二款を次のように改める。

第一款 生産調整方針
(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針(以下「生産調整方針」という。)を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。
2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という。)の設定方針

二 生産数量目標を達成するためとなるべき措置(天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。)

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(生産調整方針に関する助言及び指導)

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第二款 米穀安定供給確保支援機構
(指定)

第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民

法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務)
第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第二項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。

三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受け、前条第一号に掲げる業務(貸付けの決定を除く。)及び同条第二号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

託することができる。
2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十二条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理、同条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(改善命令)

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならぬ。

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第二章第二節第三款及び第四款を削る。

第二章第二節第五款の款名中「自主流通米価格形成センター」を「米穀価格形成センター」に改める。

第四十八条第一項中「自主流通米の」を「米穀の」に改め、「(明治二十九年法律第八十九号)」

を削り、「法人」の下に「その他営利を目的としない法人を加え、」全国を通じて一個に限り、自主流通米価格形成センターを「米穀価格形成センター」に改め、第二章第二節第五款中同条を第十八条とする。

第四十九条第一号中「自主流通米」を「米穀」に改め、同条を第十九条とする。

第五十条第一項中「以下」の下に「この款においてを加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(売買取引を行うことができる者)

第二十一条 価格形成施設における米穀の売買取引(以下「売買取引」という。)を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

第五十一条を削る。

第五十二条第一項中「価格形成施設における自主流通米の売買取引(以下「売買取引」という。))を「売買取引」に改め、「方法」の下に「その他業務規程で定める方法を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第二十二条とし、第五十三条を第二十三条とし、第五十四条を第二十四条とする。

第五十五条第二項中「第五十条第一項」を「第二十条第一項」に、「第四十九条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第五十六条中「第四十九条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第五十七条中「第四十九条各号」を「第十九条各号」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十八条第一項中「一」を「いずれかに」に、「第四十八条第一項」を「第十八条第二項」に改め、同項第一号中「第四十九条各号」を「第十九条各号」に改め、同項第四号中「第五十条第一

項」を「第二十条第一項」に、「第四十九条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二章第二節第五款を同節第三款とする。

第五十九条を削る。

第六十条の見出しを「(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)」に改め、同条第一項中「買入れの下に」を行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を同項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第二章第三節中第六十条を第三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「登録卸売業者その他政令で定める者(次項において「買受資格者」という。))を「買受資格者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三十一条とする。

第六十三条第二項中「第六十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十二条とする。

第六十四条第一項中「前三条」を「第二十九条から前条まで」に改め、同条を第三十三条とする。

第六十五条第一項中「第七十条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同項第二号中「第六十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項第二号中「第六十一条」を「第三十一条」に改め、第二章第四節中同条を第三十四条とし、第六十五条の二を第三十五条とする。

第六十五条の三第一号中「第六十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第六十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二章に次の一節を加える。

第五節 緊急時の措置

(緊急時における対応)

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあつたときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第四十条第一項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。

3 政府は、第一項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管

に關し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができ
る。

(米穀の生産者に対する命令)

第三十九条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

(米穀の割当て又は配給等)

第四十条 前二条に規定する措置をもってしては、第三十七条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に關し必要な事項を定めることができる。

2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

第六十六条第二項中「次項を」以下この条に改め、同条第三項を次のように改める。

3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

第六十六条に次の三項を加える。

4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。
第三章中第六十六条を第四十一条とする。

第六十七条第一項中「第六十九条及び第七十条を」第四十四条及び第四十五条に改め、同条第二項中「第六十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第四十一条とする。

第六十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

第六十八条に次の六項を加える。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第六十八条を第四十三条とする。

第六十九条中「第六十三条」を「第三十二条」に、「第六十四条」を「第三十三条」に、「前三条」

を「第二十九条から前条まで」に、「第六十八条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十四条とする。

第七十条第一項ただし書中「第六十七条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第六十条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第二項中「第六十五条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第四十五条とする。

第七十一条第一項中「第六十条、第六十二条及び第六十七条」を「第三十条、第三十一条及び第四十二条」に改め、同条第二項中「第六十二条」を「第三十一条」に改め、同条第三項中「第六十条第一項又は第六十七条第一項」を「第三十条第一項又は第四十二条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四章中第七十二条を第四十九条とし、同条の前に次の二条を加える。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第七十三条を第五十条とし、第七十四条を第五十一条とする。

第七十五条第一項中「自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者若しくはセンターその他業として主要食糧の販売」を「機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第五十二条とする。

第七十六条の見出しを「(権限の委任)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条を第五十三条とする。

第七十七条及び第七十八条を削り、第七十九条を第五十四条とし、第八十条から第八十三条までを削る。

第八十四条中「第八十二条第二項」を「第三十九条第一項」に改め、第五章中同条を第五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条 第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十五条を削る。

第八十六条中「第五十六条」を「第二十六条」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十八条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 第八十七条から第八十九条までを削る。 第九十条中「第八十四条を」を「第五十五条」に改め、同条を第六十条とする。 第九十一条中「第八十三条第一項を」を「第四十条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。 第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。	第六十条中「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十六条第一項を」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成十六年法律第百三十三号)第四十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。 2 麦の生産者は、その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のものについて品位等検査を受けることができる。 第八十条中「第三条第二項及び及び後段を削る。 第十四条第一項中「第三条第一項及び第二項(第八条において準用する場合を含む)」を「第三条に、並びにを」及びに改める。 第十五条第一項第三号中「米穀の区分」を「もみ、玄米又は精米の区分」に改め、同条第二項中「第三条第一項、第四条第一項、第六条を」を「第八条第一項」に改め、「米穀(精米を除く。以下この項において同じ。又はを削り、前項第一号から第三号までを」を「前項第一号又は第二号」に改め、同項後段を削る。 第十七条第四項第五号中「及び農産物検査を行う場所を削る。 第三十四条の見出し中「米麦等を」を「麦等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「米穀又は」を削り、同項第二号中「米穀又は」を削り、「第十五条第一項第一号から第三号まで」を「第十五条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「米穀又は」を削る。 第三十七条第一号中「第三条第一項、第四条第一項、第六条を」を「第六条第一項」に改める。	の需給及び価格の安定に関する法律(以下「新食糧法」という。第四条の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針(次項において「基本指針」という。)を定め、これを公表することができる。この場合において、同条第二号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。 2 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新食糧法第四条の規定により定められたものとみなす。 3 新食糧法第四条第二項第二号の規定の適用については、施行日から起算して二年を超え四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。 (生産調整方針に関する経過措置) 第三条 新食糧法第五条第一項に規定する生産出荷団体等は、この法律の施行前においても、新食糧法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する生産調整方針を作成し、農林水産大臣の認定の申請をすることができ。 (秘密保持義務に関する経過措置) 第四条 第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「旧食糧法」という。第四十八条第一項に規定するセンタの役員又は職員であつた者に係る旧食糧法第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。 (米穀の政府買入れに関する経過措置) 第五条 新食糧法第二十九条の規定(米穀の政府買入れに係るものに限る。)は、平成十六年産の米穀から適用し、平成十五年産の米穀については、なお従前の例による。	(米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する経過措置) 第六条 この法律の施行の際現に旧食糧法第三条第十一項に規定する登録出荷取扱業者、同条第十二項に規定する登録卸売業者、同条第十三項に規定する登録小売業者又は旧食糧法第二十八条第三項に規定する自主流通法人である者は、新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。 2 この法律の施行の際現に米穀の出荷又は販売の事業を行っている者(前項の規定により新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。)についての同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日から一月以内に」とする。 3 都道府県知事は、施行日において、旧食糧法第三十七条第一項に規定する登録卸売業者登録簿及び旧食糧法第四十三条第一項に規定する登録小売業者登録簿を農林水産大臣に引き継ぐものとする。 (罰則の適用に関する経過措置) 第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。 (米穀の政府買入れ価格の特例に関する法律の廃止) 第九条 米穀の政府買入れ価格の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百三十六号)は、廃止する。	第二條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 第六條第一項中「納付金」の下に、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成十六年法律第百三十三号)第十七条第二項ノ規定ニ依ル償還金」を、「関スル諸費」の下に、「同条第一項ノ規定ニ依ル米穀安定供給確保支援機構ニ対スル貸付金」を加える。 (農産物検査法の一部改正) 第三條 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。 第三條第一項を削り、同条第二項中「で前項の品位等検査に係る米穀以外のもの」を削り、同項を同条とする。 第四條第一項を削り、同条第二項中「で前項の品位等検査に係る米穀以外のもの」を削り、同項を同条とする。	第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。 (基本指針に関する経過措置) 第二條 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の主要食糧	の需給及び価格の安定に関する法律(以下「新食糧法」という。第四条の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針(次項において「基本指針」という。)を定め、これを公表することができる。この場合において、同条第二号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。 2 前項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新食糧法第四条の規定により定められたものとみなす。 3 新食糧法第四条第二項第二号の規定の適用については、施行日から起算して二年を超え四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。 (生産調整方針に関する経過措置) 第三条 新食糧法第五条第一項に規定する生産出荷団体等は、この法律の施行前においても、新食糧法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する生産調整方針を作成し、農林水産大臣の認定の申請をすることができ。 (秘密保持義務に関する経過措置) 第四条 第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「旧食糧法」という。第四十八条第一項に規定するセンタの役員又は職員であつた者に係る旧食糧法第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。 (米穀の政府買入れに関する経過措置) 第五条 新食糧法第二十九条の規定(米穀の政府買入れに係るものに限る。)は、平成十六年産の米穀から適用し、平成十五年産の米穀については、なお従前の例による。	(米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する経過措置) 第六条 この法律の施行の際現に旧食糧法第三条第十一項に規定する登録出荷取扱業者、同条第十二項に規定する登録卸売業者、同条第十三項に規定する登録小売業者又は旧食糧法第二十八条第三項に規定する自主流通法人である者は、新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。 2 この法律の施行の際現に米穀の出荷又は販売の事業を行っている者(前項の規定により新食糧法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。)についての同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日から一月以内に」とする。 3 都道府県知事は、施行日において、旧食糧法第三十七条第一項に規定する登録卸売業者登録簿及び旧食糧法第四十三条第一項に規定する登録小売業者登録簿を農林水産大臣に引き継ぐものとする。 (罰則の適用に関する経過措置) 第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。 (米穀の政府買入れ価格の特例に関する法律の廃止) 第九条 米穀の政府買入れ価格の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百三十六号)は、廃止する。
---	---	--	---	---	---	--	---

(飼料需給安定法の一部改正)

第十条 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六十七条第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

第五条第四項中「第六十八條第二項において準用する同法第六十一條第二項」を「第四十三條第二項」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十一条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第二項第三号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七十條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改め、同項第三号の二中「第六十條」を「第三十條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に、「第七十二條第一項」を「第四十九條第一項」に改める。

別表第一第一一〇一・一〇号、第一一〇一・九〇号及び第一一〇三・〇〇号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一一〇・〇六項中「第六〇條」を「第三〇條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に、「第七十二條第一項」を「第四十九條第一項」に改める。

別表第一第一一〇・八・九〇号及び第一一〇一・〇〇号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一一〇二・三〇号中「第六〇條」を「第三〇條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に改める。

平成十五年六月二十七日 参議院會議録第三十五号(その一) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案 投票者氏名

三号」に改める。

別表第一第一一〇二・九〇号及び第一一〇三・一〇号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一一〇三・一九号、第一一〇三・二〇号、第一一〇四・一九号及び第一一〇四・二九号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に、「第六〇條」を「第三〇條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第四十九條第一項」に改める。

別表第一第一一〇八・一一号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第一九〇四・一〇号及び第一九〇四・二〇号中「第六〇條」を「第三〇條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に、「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一九〇四・三〇号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一九〇四・九〇号及び第二二〇六・九〇号中「第六〇條」を「第三〇條」に、「第六十二條」を「第三十一條」に、「第六十五條第一項第三号」を「第三十四條第一項第三号」に、「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

別表第一第一九〇四・三〇号中「第六十七條」を「第四十二條」に、「第七〇條第一項ただし書」を「第四十五條第一項ただし書」に改める。

平成十五年六月二十七日 参議院會議録第三十五号(その一) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案 投票者氏名

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第十二号中「第八十三條第一項」を「第四十條第一項」に改める。

別表第一の八十一の項を次のように改める。

八十二 削除

別表第三の八の項を次のように改める。

八 削除

別表第五第十一号を次のように改める。

十一 削除

(地価税法の一部改正)

第十三條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中「第五十九條第一項(米穀の政府買入れ)」、第六十條第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ)」、第六十二條第一項を「第二十九條(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)」、第三十條第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)」、第三十一條第一項に、「第六十六條第一項」を「第四十一條第一項」に、「第六十七條第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

投票者氏名

日程第一 労働基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君

有村 治子君	泉 信也君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
小野 清子君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡田 広君	加治屋義人君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	龜井 郁夫君
河本 英典君	木村 仁君
北岡 秀二君	沓掛 哲男君
国井 正幸君	小齊平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
山東 昭子君	清水嘉子君
清水 達雄君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野間 越君	南野知恵子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君

藤井 基之君	保坂 三蔵君	篠瀬 進君	柳田 稔君	山本 正和君	大脇 雅子君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
舛添 要一君	松谷蒼一郎君	山下八洲夫君	山根 隆治君	大田 昌秀君	田 英夫君	田村 公平君	竹山 裕君
松田 岩夫君	松村 龍二君	山本 孝史君	葉科 満治君	福島 瑞穂君	又市 征治君	武見 敬三君	谷川 秀善君
松山 政司君	三浦 一水君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	中村 敦夫君		段本 幸男君	月原 茂昭君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	加藤 修一君	風間 昶君			鶴保 庸介君	中川 義雄君
森田 次夫君	森元 恒雄君	木庭健太郎君	沢 たまき君			中島 啓雄君	中島 眞人君
森山 裕君	矢野 哲朗君	白浜 一良君	高野 博師君			中曾根弘文君	中原 爽君
山内 俊夫君	山崎 力君	統 訓弘君	鶴岡 洋君			仲道 俊哉君	西銘順志郎君
山崎 正昭君	山下 英利君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君			野上浩太郎君	野間 起君
山下 善彦君	山本 一太君	浜四津敏子君	日笠 勝之君			南野知恵子君	服部三男雄君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	弘友 和夫君	福本 潤一君			林 芳正君	日 英輔君
若林 正俊君	浅尾慶一郎君	松 あきら君	森本 晃司君			福島啓史郎君	藤井 基之君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	山口那津男君	山下 栄一君			保坂 三蔵君	舛添 要一君
池口 修次君	今泉 昭君	山本 香苗君	山本 保君			松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
岩本 司君	海野 徹君	岩本 莊太君	大江 康弘君			松村 龍二君	岩田 岩夫君
江田 五月君	小川 勝也君	田村 秀昭君	高橋紀世子君			三浦 一水君	松山 政司君
小川 敏夫君	大塚 耕平君	西岡 武夫君	平野 貞夫君			宮崎 秀樹君	溝手 顕正君
岡崎トミ子君	神本美恵子君	平野 達男君	広野ただし君			森元 恒雄君	森田 次夫君
川橋 幸子君	北澤 俊美君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君			矢野 哲朗君	森山 裕君
郡司 彰君	小林 元君	渡辺 秀央君	大淵 絹子君			山下 英利君	山下 善彦君
興石 東君	佐藤 泰介君	黒岩 宇洋君	椎名 素夫君			山崎 正昭君	山内 俊夫君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	西川きよし君	本岡 昭次君			山崎 力君	山下 正昭君
齋藤 勁君	櫻井 充君					山本 一太君	吉田 博美君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君					吉村剛太郎君	若林 正俊君
高嶋 良充君	高橋 千秋君					浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
谷 博之君	谷林 正昭君					伊藤 基隆君	池口 修次君
千葉 景子君	辻 泰弘君					今泉 昭君	岩本 司君
角田 義一君	直嶋 正行君					海野 徹君	江田 五月君
中島 章夫君	信田 邦雄君					小川 勝也君	小川 敏夫君
羽田雄一郎君	長谷川 清君					大塚 耕平君	岡崎トミ子君
平田 健二君	福山 哲郎君					神本美恵子君	川橋 幸子君
藤井 俊男君	藤原 正司君					北澤 俊美君	郡司 彰君
本田 良一君	松井 孝治君					小林 元君	興石 東君
円より子君	峰崎 直樹君					佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
						佐藤 雄平君	齋藤 勁君

反対者氏名

二七名

日程第二 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)
賛成者氏名

二一四名

阿南 一成君	阿部 正俊君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	田村 公平君	竹山 裕君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	武見 敬三君	谷川 秀善君
有村 治子君	泉 信也君	段本 幸男君	月原 茂昭君
入澤 肇君	岩井 國臣君	鶴保 庸介君	中川 義雄君
岩城 光英君	岩永 浩美君	中島 啓雄君	中島 眞人君
上杉 光弘君	上野 公成君	中曾根弘文君	中原 爽君
小野 清子君	大島 慶久君	仲道 俊哉君	西銘順志郎君
大仁田 厚君	大野つや子君	野上浩太郎君	野間 起君
太田 豊秋君	扇 千景君	南野知恵子君	服部三男雄君
岡田 広君	加治屋義人君	林 芳正君	日 英輔君
加藤 紀文君	加納 時男君	福島啓史郎君	藤井 基之君
狩野 安君	景山俊太郎君	保坂 三蔵君	舛添 要一君
柏村 武昭君	片山虎之助君	松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	松村 龍二君	岩田 岩夫君
河本 英典君	木村 仁君	三浦 一水君	松山 政司君
北岡 秀二君	久世 公堯君	宮崎 秀樹君	溝手 顕正君
沓掛 哲男君	国井 正幸君	矢野 哲朗君	森田 次夫君
小齊平敏文君	小林 温君	山下 英利君	森山 裕君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山本 一太君	山下 善彦君
近藤 剛君	佐々木知子君	吉村剛太郎君	吉田 博美君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	浅尾慶一郎君	若林 正俊君
斎藤 十朗君	山東 昭子君	伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
清水嘉与子君	清水 達雄君	今泉 昭君	池口 修次君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	海野 徹君	岩本 司君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	小川 勝也君	江田 五月君
		大塚 耕平君	小川 敏夫君
		神本美恵子君	岡崎トミ子君
		北澤 俊美君	川橋 幸子君
		小林 元君	郡司 彰君
		佐藤 泰介君	興石 東君
		佐藤 雄平君	佐藤 道夫君
		齋藤 勁君	齋藤 勁君

櫻井 充君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
谷林 正昭君	千葉 景子君
辻 泰弘君	角田 義一君
直嶋 正行君	中島 章夫君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君

反対者氏名

○名

日程第三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
小野 清子君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡田 広君	加治屋義人君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君

反対者氏名

九一名

金田 勝年君	亀井 郁夫君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
河本 英典君	木村 仁君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
北岡 秀二君	久世 公義君	加藤 修一君	風間 昶君
沓掛 哲男君	国井 正幸君	木庭健太郎君	沢 たまき君
小齊平敏文君	小林 温君	白浜 一良君	高野 博師君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
近藤 剛君	佐々木知子君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
斎藤 十朗君	山東 昭子君	福本 潤一君	森本 晃司君
清水嘉与子君	清水 達雄君	松 あきら君	森本 晃司君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	山口那津男君	山下 栄一君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 香苗君	山本 保君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	高橋紀世子君	椎名 素夫君
田村 公平君	竹山 裕君	西川きよし君	
武見 敬三君	谷川 秀善君		
段本 幸男君	月原 茂皓君		
鶴保 庸介君	中川 義雄君		
中島 啓雄君	中島 眞人君		
中曾根弘文君	中原 爽君		
仲道 俊哉君	西銘順志郎君		
野上浩太郎君	野間 赳君		
南野知恵子君	服部三男雄君		
林 芳正君	日出 英輔君		
福島啓史郎君	藤井 基之君		
保坂 三蔵君	舩添 要一君		
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君		
松村 龍二君	松山 政司君		
三浦 一水君	溝手 顕正君		
宮崎 秀樹君	森田 次夫君		
森元 恒雄君	森山 裕君		
矢野 哲朗君	山内 俊夫君		
山崎 力君	山崎 正昭君		
山下 英利君	山下 善彦君		
山本 一太君	吉田 博美君		
		浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
		伊藤 基隆君	池口 修次君
		今泉 昭君	岩本 司君
		海野 徹君	江田 五月君
		小川 勝也君	小川 敏夫君
		大塚 耕平君	岡崎トミ子君
		神本美恵子君	川橋 幸子君
		北澤 俊美君	郡司 彰君
		小林 元君	興石 東君
		佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
		佐藤 雄平君	齋藤 勲君
		櫻井 充君	榛葉賀津也君
		鈴木 寛君	高嶋 良充君
		高橋 千秋君	谷 博之君
		谷林 正昭君	千葉 景子君
		辻 泰弘君	角田 義一君
		直嶋 正行君	中島 章夫君
		信田 邦雄君	羽田雄一郎君

長谷川 清君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
薬科 満治君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田村 秀昭君
西岡 武夫君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君
山本 正和君	渡辺 秀央君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島 瑞穂君
又市 征治君	大淵 絹子君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

アユ冷水病に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年四月二十四日

参議院議長 倉田 寛之殿
中村 敦夫

アユ冷水病に関する質問主意書

アユ冷水病(以下「冷水病」という)は、一九八七年に徳島県の養殖場において、初めて感染が確認された。しかし、冷水病に感染したアユ種苗の放流について規制がなされなかったため、全国的に発生域が拡大している。また、アユだけでなく二十一魚種において、冷水病への感染が確認されている。

冷水病は、アユなどを大量死に至らせるため、漁業協同組合の遊漁権の売上げが減少するなど、社会問題化している。また、河川生態系の生物多様性を確保する上からも、冷水病は深刻な問題であると考える。

以上の観点から、次の事項について質問する。
なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一、水産庁は、琵琶湖産アユの冷水病感染を、全国の内水面漁業協同組合に知らせたのはいつか。通知者名と併せて示されたい。

二、冷水病は、琵琶湖産アユの放流事業によって、一九九〇年代に全国へ拡大したと疑われている。しかし、琵琶湖産アユへの冷水病感染を確認した後、当面の間、これを全国の内水面漁業協同組合に知らせなかったと聞くが、その理由を示されたい。また、これが事実であれば、冷水病の拡大を黙認した水産庁、滋賀県及び全国内水面漁業協同組合連合会の責任は、重大であると考えが、どうか。

三、冷水病の拡大を防ぐため、冷水病に感染したアユ種苗の放流を、早急に法令で規制すべきで

あると考えるが、どうか。

四、アユ以外の魚種が冷水病に感染した原因について、冷水病に感染したアユ種苗の放流が原因と考えられるが、どうか。

五、冷水病の発生した国内すべての場所について、発生状況を年度別・魚種別に示されたい。右質問する。

平成十五年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出アユ冷水病に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出アユ冷水病に関する質問に対する答弁書

一について

水産庁において、内水面漁業に関する記録が残されている平成五年度以降について調べたところ、全国の内水面漁業協同組合に対し、琵琶湖産アユの冷水病感染についての通知を公文書により行ったことはない。

二及び三について

昭和六十二年に初めて徳島県の養殖場で発生したアユの疾病については、平成四年に日本魚病学会において、当該疾病がアユの冷水病である旨の研究報告が発表されたところである。当該研究報告等を踏まえて、徳島県、滋賀県等の関係県においては、水産庁の指導により、アユの冷水病関係地域対策合同検討会(平成六年度から九年度まで)を、水産庁においては、関係都府県の研究機関、全国内水面漁業協同組合連合会等を構成員とするアユ冷水病対策研究会(平成十年度から十二年度まで)及び都道府県の

関係部局、全国内水面漁業協同組合連合会等を構成員とするアユ冷水病対策協議会(平成十三年度以降)を開催し、アユの冷水病に関する共同研究及びまん延防止対策を実施してきたところである。

都道府県においては、アユ冷水病対策研究会等を通じて得られた知見を踏まえ、アユの冷水病の発生域の拡大を防止するため、全国の内水面漁業協同組合に対し、アユ種苗の飼育管理技術、放流に当たっての留意事項等について指導を行ってきたところであり、これらの都道府県による指導を通じて、アユの冷水病に関する情報が全国の内水面漁業協同組合に適切に提供されてきたものと考えている。

また、御指摘の法令による規制を行うためには、アユの冷水病の感染経路、発病条件、冷水病に感染したアユ種苗の放流とアユ冷水病の発生の因果関係等について相当程度明らかにすることが必要と考えられるところ、現時点においては、それらについて十分な科学的知見が得られていない。

四について

アユ以外の魚種が冷水病に感染した原因については、アユ冷水病対策協議会の調査・研究会において、アユから他魚種への冷水病感染の可能性についての研究等を実施しているところであり、これまで得られた研究成果によれば、アユから他魚種への冷水病の感染の可能性は低いと考えられるが、今後ともその解明に努めてまいりたい。

五について

冷水病の年度別・魚種別の発生状況で把握しているもの(アユについては過去十年間、アユ以外の魚種については過去五年間)は、別表のとおりである。

別表

1 アユ

(1) アユの冷水病の発生水域数

都 道 府 県 名	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
青森県	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0
岩手県	0	0	0	4	2	2	0	2	1	4
宮城県	0	0	0	0	0	4	1	3	0	3
秋田県	0	0	0	1	1	0	1	1	2	3
山形県	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0
福島県	0	0	1	0	4	7	3	0	5	2
茨城県	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
栃木県	0	0	0	0	4	1	0	8	2	5
群馬県	0	0	0	0	5	7	4	5	0	11
埼玉県	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1
千葉県	0	0	0	2	1	0	2	3	1	2
東京都	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
新潟県	0	0	0	0	1	1	2	2	1	2
富山県	0	0	0	1	0	0	0	2	4	3
石川県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
福井県	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2
山梨県	0	0	0	0	1	3	2	5	0	2
長野県	0	2	0	0	2	1	1	3	5	8
岐阜県	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3
静岡県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6
三重県	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	1	0	3	0	0	1	7
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	3	1	3	3	5	3	2
鳥取県	0	1	2	3	3	3	3	3	3	3
島根県	0	0	0	2	4	4	4	3	3	3
岡山県	0	0	0	3	1	1	6	2	2	2
広島県	0	0	0	0	1	3	0	2	6	8
山口県	0	1	0	3	0	1	1	2	2	4
徳島県	0	1	0	1	1	0	0	3	2	3
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	3	0	1	0	2
高知県	0	1	1	0	0	0	2	4	7	8
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
大分県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
宮崎県	0	0	0	0	0	2	1	0	1	2
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	7	4	27	40	63	43	65	67	111

(注) 1 都道府県からの報告に基づく。

2 発生水域数は河川単位での集計を基本としているが、河川単位での集計がない場合は、冷水病が発生した漁業協同組合数を集計した。

(2) アユの冷水病の発生養殖場数

都 道 府 県 名	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1
岩手県	0	0	0	1	2	3	1	0	1	1
宮城県	0	0	0	1	1	1	2	2	1	0
秋田県	0	1	1	2	2	0	0	1	2	4
山形県	5	4	5	5	5	5	0	0	0	0
福島県	0	0	0	4	9	4	2	1	2	1
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	16	16	17	19	19	19	10	12	5	16
群馬県	0	2	2	2	2	2	3	1	0	1
埼玉県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1
東京都	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1
神奈川県	5	5	6	7	7	7	7	7	7	7
新潟県	0	0	0	0	4	2	2	1	3	2
富山県	0	0	0	0	1	1	0	4	3	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1
山梨県	0	0	0	3	4	5	3	3	4	0
長野県	10	10	10	10	10	11	6	6	3	4
岐阜県	0	0	0	0	2	3	3	0	0	2
静岡県	4	8	4	5	8	2	4	4	3	0
愛知県	20	19	18	16	16	16	16	16	0	0
三重県	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1
滋賀県	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
京都府	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1
大阪府	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0
兵庫県	5	4	5	5	5	5	3	1	2	3
奈良県	1	2	3	1	3	2	1	3	0	0
和歌山県	15	19	14	13	13	17	12	11	5	12
鳥取県	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
島根県	0	0	2	2	4	2	2	2	0	2
岡山県	4	3	2	3	2	3	2	3	3	0
広島県	0	0	0	0	2	2	2	2	3	5
山口県	1	2	3	2	0	2	4	1	0	1
徳島県	16	18	23	16	22	29	24	26	21	10
香川県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
高知県	4	5	4	3	5	4	7	7	8	7
福岡県	1	3	4	2	0	0	1	4	3	2
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	0	3	0	6	2	6	6	7	2
大分県	0	0	0	8	8	8	3	2	2	2
宮崎県	1	2	8	4	3	8	2	3	2	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	114	126	140	138	171	172	133	135	97	94

(注) 1 都道府県からの報告に基づく。

2 滋賀県については、養殖場数は不明。

2 アユ以外の魚種で冷水病菌の保菌を河川において当該年度に確認した都道府県

魚種名	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
カジカ	—	福井県	—	長野県	長野県
カマキリ	—	—	—	新潟県	新潟県
コイ	—	—	—	—	長野県
アブラハヤ	山梨県	宮城県 長野県	—	宮城県	長野県
ウグイ	山梨県	宮城県 新潟県 富山県 山梨県 長野県	宮城県 福島県 山梨県 長野県 熊本県	宮城県 新潟県 富山県 長野県 高知県	秋田県 群馬県 新潟県 山梨県 長野県 富山県 熊本県
オイカワ	山梨県	宮城県 山梨県 岡山県	宮城県 栃木県 熊本県 大分県	宮城県 高知県	富山県 山梨県 岡山県 高知県 熊本県
カマツカ	山梨県	宮城県	—	宮城県 高知県	福井県
カワムツ	山梨県	—	—	高知県	福井県 岡山県 熊本県
ギンブナ	—	宮城県	—	宮城県 秋田県	—
タモロコ	—	宮城県	—	高知県	—
ニゴイ	山梨県	宮城県	宮城県	宮城県 高知県	—
フナ	—	—	宮城県	—	長野県
マルタ	—	宮城県	—	—	—
ゲンゴロウブナ	—	—	—	宮城県 秋田県	—
ワカサギ	—	—	—	秋田県	秋田県
イワナ	—	富山県	—	—	長野県
サケ	—	富山県	—	宮城県	—
ニジマス	—	長野県	—	—	—
ヤマメ	—	宮城県 新潟県	宮城県	新潟県	—
サクラマス	—	—	—	—	秋田県
ヒメマス	—	—	—	秋田県	秋田県
イトヨ	—	—	—	秋田県	—
アジメドジョウ	—	長野県	—	—	—
イワシ	—	富山県	—	—	—
チチブ	—	宮城県	—	—	—
ヨシノボリ	—	新潟県 長野県 滋賀県	—	宮城県 新潟県	新潟県 福井県
ウキゴリ	—	—	—	秋田県 新潟県	秋田県
ヌマチチブ	—	—	—	宮城県 福井県	—
ボラ	—	—	—	宮城県	—
オオクチバス	—	—	—	—	長野県
シラウオ	—	—	—	—	秋田県

(注) 都道府県からの報告に基づく。

〔参照〕

六月十七日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

六月十七日 午前十時 本会議

官報

号外 平成十五年六月二十七日

○第百五十六回 参議院會議録第三十五号(その二)

(本号(その一)参照)

調査報告書

共生社会に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成十五年六月十六日

共生社会に関
する調査会長 小野 清子

参議院議長 倉田 寛之殿

共生社会に関する調査報告(中間報告)

目次

- 第一 調査会の調査の経過
- 第二 調査会の調査の概要
 - 一 障害者の自立と社会参加に関する件
 - 二 児童虐待防止に関する件
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件
- 四 海外派遣議員の報告
- 五 派遣委員の報告
- 第三 障害者の自立と社会参加についての提言

第四 児童虐待の防止に関する決議

○参議院共生社会に関する調査会委員(参考)

- 1 主な活動経過
- 2 携杖許可制度の見直しについての申入れ

第一 調査会の調査の経過

参議院共生社会に関する調査会は、共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第百五十二回国会の平成十三年八月七日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、前期調査会の設置目的等を踏まえつつ、社会環境が大きく変化の中で、社会を構成している様々な人々が互いにその存在を認め合い共生していく社会の構築を目指していくため、より広い視野から問題を取り上げられるよう、第百五十三回国会において、「共生社会の構築に向けて」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の一年目においては、とりわけ緊急の対応が求められている「児童虐待防止に関する件」を当面の調査事項として取

り上げるとともに、平成十三年十月十三日から施行されている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についてもフォローアップ調査を行った。

調査の二年目においては、一年目に行われた調査事項についての調査会委員間の自由討議において提案された「だれもが住みやすく自立できる生活環境及び生活習慣を構築するため障害者と健常者の共生を課題とすべきである」との意見に基づき、「障害者の自立と社会参加に関する件」を調査事項とし、調査を行うことに決定した。また、「児童虐待防止に関する件」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件」についても引き続きフォローアップ調査を行うこととした。

第百五十五回国会(臨時会)においては、障害者の自立と社会参加に関する件について、平成十四年十一月二十日に米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び大野文部科学大臣政務官から説明を聴取し、質疑を行った。また、十一月二十七日には日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授佐藤久夫氏、東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授石渡和美氏及び全国自立生活センター協議会代表中西正司氏を、十二月四日には桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授北野誠一氏、明治学院大学社会学部社会福祉学社学科教授中野敏子氏及び社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長兒玉明氏をそれぞれ参考人

として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

第百五十六回国会(常会)においては、障害者の自立と社会参加に関する件(バリアフリー社会の実現)について、平成十五年二月五日に加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴取し、質疑を行った。また、二月十二日には東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男氏、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳氏及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦氏を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

平成十五年四月二日には、障害者の自立と社会参加に関する件(障害者の権利)について、桃山学院大学法学部法律学科教授瀧澤仁唱氏、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長野村茂樹氏及び障害者インテリナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉氏を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

このような障害者の自立と社会参加に関しての政府の取組状況についての説明や参考人からの意見聴取を踏まえ、平成十五年五月七日、本件に対する調査会委員の認識の共有化を図るとともに、今後の取組の方向性を見いだすために調査会委員間の自由討議を行った。この自由討議においては、これまでのバリアフリー化施策に加え、社会全体をユニバーサルデザイン化すること、障害の

ある人に対する先入観や偏見を取り除くための統合教育や教育関係法制の見直しの必要性、雇用の確保のための法定雇用率遵守の徹底化の必要性、障害のある人の権利を保障し、差別を解消するための一層の法整備の必要性、また障害のある人が社会に合わせるのではなく、社会の側から障害のある人に合わせるという発想の必要性等が指摘された。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加についての当面する課題について意見を集約し、「バリアフリー社会の一層の推進」を始めとする五項目の提言を取りまとめた。

平成十五年二月二十六日、児童虐待防止に関する件について、鴨下厚生労働副大臣から説明を聴取するとともに、淑徳大学社会学部社会福祉学科教授柏女露峰氏、朝日新聞論説委員川名紀美氏及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人氏を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

また、平成十五年四月十六日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を聴取するとともに、お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授戒能民江氏、全国婦人相談員連絡協議会会長原田恵理子氏及び女性の家H E L P デイレクター大津恵子氏を参考人として招き、意見を聴取した。

後、質疑を行った。

さらに、平成十四年九月三日から十二日までの十日間、参議院の特定事項調査議員団として、アメリカ及びカナダにおける共生社会の構築に関する実情調査のため、本調査会委員を主なメンバーとする海外派遣が行われ、その報告を同年十一月十一日の調査会において聴取した後、調査会委員間で意見交換を行った。

このほか、平成十五年二月十八日から二十日までの三日間、地方における共生社会に関する実情調査のため、兵庫県及び京都府において委員派遣を行った。

なお、児童虐待防止に関する件については、昨年一年間の調査に引き続き、本年更なる調査を行ったが、本調査会は本問題が緊急の対応を必要としていることにかんがみ、平成十五年六月十六日、立法府は、本問題の早期解決のため児童虐待の防止等に関する法律の見直し等を、また政府においては、更なる児童虐待の防止に向け、八項目にわたる施策について万全の措置を講ずるべきであるとする「児童虐待の防止に関する決議」を全会一致で行った。

平成十五年二月十二日、本調査会理事会の下に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチーム」が設置され、同プロジェクトチームにおいては現在、同法の見直しの検討に向けて、関係者等から

の意見聴取等を行っている。

現在、つえ等を携帯して議場等に入る際には議長の許可が必要となっているが、この携行許可制度について、議院運営委員会において早期に見直し、歩行補助つえ等の携帯を原則として認めることの検討がなされるよう、平成十五年三月二十四日、本調査会各会派の総意として議院運営委員長に申入れを行った。

その結果、国会議員及び国会議員以外の出席者にあつては議長に届け出て、これら以外の者にあつては議長の許可を得て、歩行補助のためつえを携帯することができるとする参議院規則の改正が行われた。

第二 調査会の調査の概要

一 障害者の自立と社会参加に関する件

1 政府からの説明聴取及び主な質疑
障害者の自立と社会参加に関する件について、平成十四年十一月二十日に米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び大野文部科学大臣政務官から、十五年二月五日に加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

(平成十四年十一月二十日)

内閣府

内閣府は、障害者基本計画の策定・推進に関する事務、内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部の庶務を担当しており、関係省庁との連携の下に障害者施策の推進を図っている。障害者の状況は、身体障害者約三百五十一万人、知的障害者約四十六万人、精神障害者約二百四万人となっている。政府は、平成五年策定の障害者対策に関する新長期計画によって、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の社会参加を阻む物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の除去に向けて各種施策を計画的に推進している。障害者に係る欠格条項については、六十三制度のうち六十一制度の見直しを終え、平成十四年度末までに残る二制度の見直しの終了に努めている。

また、障害者に対する国民理解の促進に努めるとともに、マスメディアを活用した啓発広報に取り組んでいる。

平成十五年度からの新たな障害者基本計画とその前期五年間の重点実施計画である障害者プランについては、平成十四年内の閣議決定を目途に検討作業を進めている。

平成十四年五月の国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会において、我が国の提唱により「アジア太平洋障害者の十年」を更に十年延長

する決議が採択された。

法務省

法務省の人権擁護機関は、障害者に対する差別・偏見を解消し人権尊重の意識高揚を図るため啓発活動を実施しており、差別事案についての人権相談や人権侵害事件の調査・処理を通じて被害者の救済に努めている。平成十三年の障害者問題に係る人権相談件数は二千七百七十八件、人権侵害事件の新受理件数は二百二件である。現在国会に提出している人権擁護法案は、障害者に対する差別や虐待を包括的に禁止し、障害者に対する人権侵害に特別救済措置を講ずることとしている。

知的障害者、精神障害者等の福祉の充実の観点から、成年後見制度を導入し、禁治産・準禁治産の制度を後見・保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分な者を対象とした補助の制度を創設した。

司法試験については、受験に際し何らかの措置を希望する障害者に対して、障害の種類・程度に応じて受験を可能とするための措置を講じている。

医療刑務所等に収容されている身体障害者等の機能回復訓練に必要な機器を施設内に整備している。

障害者に係る欠格条項見直しの一環として、精神障害を有する外国人の上陸拒否事由見直しを含む出入国管理法改正案を平成十五年の常会に提出

する予定である。

文部科学省

文部科学省は、障害のある児童生徒が可能な限り能力を伸ばし、自立し社会参加するための力を培うため、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな教育を行っている。平成十三年五月時点で、盲・聾・養護学校、特殊学級等で教育を受ける児童生徒数は義務教育段階で約十五万七千人であり、これらの特殊教育の対象となる児童生徒数の割合は増加している。障害に対応した施設や設備の整備、弾力的な教育課程の編成等により教育の機会を確保しており、就学猶予・免除率も極めて低い。

平成十三年一月に取りまとめた「二十一世紀の特殊教育の在り方について」に基づき、第一に、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談支援体制の整備を行う「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施した。第二に、国が定める盲・聾・養護学校への就学基準について、医学、科学技術の進歩等を踏まえて見直すとともに、市町村教育委員会が特別の事情があると認める場合に、小・中学校に就学させることができるよう就学手続の見直しを行った。第三に、厚生労働省とも連携して、教育委員会や学校における体制面での整備、看護師の配置、教員研修等により、養護学校における医療的ケアの実施体制の整備を図るとともに、教職員の専門性の向上に取り

組んでいる。第四に、小・中学校における学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)等の児童生徒への教育的対応のため、指導体制の整備に向けた事業を実施することとしている。

このほか、特殊教育の改善充実のため、施設・設備の整備に努めるとともに、保護者の負担を軽減し就学を奨励するため必要な交通費等を補助する特殊教育就学奨励費を設けている。

厚生労働省

厚生労働省は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、各般における施策を展開している。

まず、地域生活の支援としては、①サービスの利用に関する相談支援体制を構築するための市町村障害者生活支援事業等の推進、自閉症・発達障害支援センターの整備等、②在宅サービスの充実として、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、ショートステイ事業の充実、通所授産施設の整備等、③居住の場の確保として、グループホーム、福祉ホームの拡充を図っている。

次に、障害者の社会参加の推進としては、欠格条項を見直すとともに、手話通訳派遣等による情報・コミュニケーション支援、スポーツ・文化芸術振興、自動車の改造助成による移動支援等を行っている。

また、損なわれた身体機能を補完・代償するた

め、補装具・日常生活用具を給付するとともに、障害の除去、軽減を図るため、更生医療・育成医療の給付を行っている。

精神障害者施策としては、市町村を主体としたホームヘルプ、ショートステイ及びグループホームの在宅三事業の実施とともに、精神障害者のための生活訓練施設、福祉ホーム、福祉工場、授産施設等の整備を進めている。

経済的自立の支援としては、障害者が能力や適性に応じた雇用の場に就くことができるよう雇用対策を総合的に推進するとともに、障害年金及び各種手当を給付している。

新たな取組として、身体障害者補助法の施行により、身体障害者の公共施設等の利用を円滑化した。また、従来の措置制度から障害者自らがサービスを選択する支援費制度に移行することとしている。

このような政府からの説明を踏まえ質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

① ノーマライゼーションに対する社会の共通の理解を得るためにも、その概念を明確にする必要がある。

② 知的障害者、精神障害者が諸外国と同様に単身で居住することが可能となるよう、地域生活の支援等に取り組む必要がある。

③ 障害者外出支援サービスのガイドヘルプサービスを通学、通勤及び営業での外出にも利用できるように運用基準を見直すことが、

障害者雇用の促進にもつながる。

④ ITを活用した障害のある人の在宅就労が実績を上げている例がある。養護学校におけるハードウェア整備に加え、教員へのIT研修等を拡充するとともに、企業が在宅の障害のある人に継続的に事業を発注した場合に、障害者法定雇用率の対象にすることを検討すべきである。

⑤ 学校教育法施行令改正による就学指導の在り方の見直しにより、既に介助を受けて普通学級に就学している障害のある児童生徒が通学できなくなることのないよう留意する必要がある。

⑥ 障害のある子どもが地域の小・中学校で学習するための支援として、教職員定数の見直し、学校施設のバリアフリー化、教職員の理解を得るための研修の充実が必要である。また、普通学級に在籍する障害のある児童生徒も特殊教育就学奨励費の対象とすべきである。

⑦ 障害のある幼児、児童生徒と一般の幼児、児童生徒が触れ合えるような機会をつくるため、医師の意見等を入れながら、学校のみならず地域全体でサポートするシステムをつくることが重要である。

⑧ LD、ADHD及び高機能自閉症の児童生徒への教育的な対応に当たっては、教員の専門性向上に加え、医療と教育の連携、障害者

としての認定の可否を考慮する必要がある。

⑨ 長期療養中の子どものため、国立病院や療養所における学習の機会を確保する必要がある。

⑩ 就学前の障害のある子どものため身近な公民館等を利用した療育の場を確保することは、保護者にとって切実な問題であり、その充実が望まれる。

⑪ 養護教諭が子どもの心身のケアを行った、訪問看護ステーション在籍の看護師が養護学校を直接訪問できる仕組みをつくるなど、教育と医療の連携を図ることにより、障害のある児童生徒の就学支援に努めるべきである。

⑫ 知的障害者授産施設が地域の支援を受けスポーツや文化・芸術活動に取り組んだ結果、仕事内容に改善が見られる例がある。厚生労働省は、このような事業を積極的に支援していくことが重要である。

⑬ 世界では四十か国以上で障害者差別禁止法が作られているが、国連社会権規約委員会の勧告や障害者インターナショナル(DPI)世界会議の求めに応じて、我が国においても障害者差別禁止法の制定を検討する必要がある。

⑭ 障害者に係る欠格条項見直しの中には表現を変えただけにとどまるものも少なからずあり、どの分野で実効性ある見直しが行われた

のかを明らかにする必要がある。

⑮ 医師及び歯科医師の国家試験については、障害者に係る欠格条項見直しに合わせ、受験資格だけでなく、受験方法についても検討が必要である。なお、障害のある学生の医学課程の履修に際しても特別な配慮が求められる。

⑯ 年金を受給していない障害者に対して福祉手当を支給するという厚生労働大臣私案が発表されているが、受給額等について明確にする必要がある。

(平成十五年二月五日)

総務省

情報通信分野においては、高齢者、障害者を含め、だれもがITを容易に利用できるよう、機器及びシステムの開発、普及が重要であり、情報バリアフリー環境の実現に向けた関連施策として、地域におけるバリアフリー型IT利用拠点の整備の推進、障害者・高齢者向け通信・放送技術の研究開発に対する助成等を行っている。また、テレワーク、SOHOの推進に関する調査研究等、IT活用による障害者の就業に貢献するための取組を推進している。

地方公共団体が行う施策については、障害者、高齢者を始めとするすべての人が生き生きと生活する共生型の地域社会を実現するためのユニバーサルデザインによるまちづくりや交通バリアフ

リー化等の推進のための地方公共団体の取組に対して、必要な財政措置を講じている。また、障害者等のいわゆる災害弱者に対して、緊急通報体制の充実を図るとともに、携帯電話、電子メール等を活用した、より多くの住民に情報を一斉伝達するための送信装置の標準仕様の策定等を行っている。

郵便事業の分野においては、点字内容の郵便物、心身障害者団体の発行する定期刊行物等の郵便料金の減免措置を実施しており、平成十五年四月一日の日本郵政公社への移行後も障害者のための郵便料金を引き継ぐこととしている。

厚生労働省

厚生労働省は、障害者基本計画に基づき、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の四つの障壁の除去に取り組んでいる。

障害者への理解を深めるための普及・啓発活動については、差別や偏見が根深いとされる精神障害の正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、障害者の職業的自立意欲を喚起し、事業主の関心と理解を深める運動等を実施している。

建物等のバリアフリーについては、障害者が直接参加するまちづくりの推進、バリアフリー構造物の住宅の取得・改良への低利融資を実施することにも、移動が制約される障害者に対する支援として、運転免許取得や自動車の改造に要した費用へ

の助成等を実施している。

情報・コミュニケーション支援については、パソコンの利用支援等の総合的サービス拠点である障害者ＩＴサポートセンターの設置、盲聾者通訳や手話通訳の養成・派遣等を行っている。

雇用・就業の促進については、ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の実施、試用雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、職場環境の改善等に対する各種助成金等による支援を行っている。

このほか、制度上のバリアフリーについては、障害者に係る欠格条項について平成十三年度に大幅な見直しを行った。また、障害の補完・代替については、身体障害者補助犬法の周知、良質な補助犬の育成等を図ることとしている。

経済産業省

バリアフリー社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加を支援するため、福祉用具の研究開発の促進、用具の安全性及び品質向上のための評価と標準化、ＩＴバリアフリー事業の三分野について施策を行っている。

研究開発については、新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）を通じて医療福祉機器の研究開発を推進しており、提案公募形式により毎年十件から二十件の福祉用具の実用化開発を補助している。

評価と標準化については、障害者のある人の体

や障害の程度に合った品質の良い製品が供給されるよう、我が国の国家規格である日本工業規格（ＪＩＳ）、国際標準化機構による国際規格（ＩＳＯ）の制定が行われている。また、安全性が求められる製品については損害賠償制度を持つＳＧマークの認定が行われている。さらに、ＩＳＯに對して障害者への配慮の必要性についての国際提案を行い、高齢者、障害者のニーズへの配慮指針が作成された。

ＩＴバリアフリーについては、障害者の社会参加を高めるため、情報通信機器、システム、ソフトウェアの開発等を推進するとともに、産業界に開発を促すための指針を作成している。平成十五年からは、障害者等ＩＴバリアフリープロジェクトとして、障害者等が屋外で活動する際に位置情報や経路誘導情報等を提供するシステムの開発を予定している。

国土交通省

障害者を始めすべての人が安全に安心して生活し社会参加ができる生活環境の整備のためには、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を個別に行うのではなく、一体的に推進していくことが重要である。また、具体的な数値目標を設定しつつ、補助、融資、税制、規制等各種の施策を総合的に推進していくことが重要である。

公共交通機関については、交通バリアフリー法

の施行により鉄道駅等の旅客施設の新設、新たなバス等の車両の導入の場合にバリアフリー化を義務付けている。

歩行空間については、道路の移動円滑化基準に関するガイドラインを策定し、特に利用者の多い駅周辺等においては、公共交通機関等と緊密な連携の下、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を積極的に推進している。

住宅については、新設されるすべての公共賃貸住宅についてはバリアフリーを標準仕様とするとともに、住宅ストック全体についてもバリアフリー化を推進している。

建築物については、平成十四年七月のハートビル法改正により、バリアフリー対応を推進すべき特定建築物の範囲を共同住宅等多数の者が利用する建築物にも拡大するとともに、設計者向けのガイドラインの作成・周知等により、建築物のバリアフリー化を推進している。

バリアフリー社会の実現には、ハード面のみならず、ソフト面の施策を併せて実施することが必要であり、バリアフリー情報の提供を推進するとともに、普及・啓発活動を展開している。

このような政府からの説明を踏まえ質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 高齢者、障害者等が地域で安心して自立した生活を営むため、公営住宅のグループホーム事業への活用を一層推進すべきである。

② 有料道路における身体障害者割引を、重度の精神障害者の介護運転者に対しても適用拡大すべきである。

③ 周囲の人とのコミュニケーションの手段として、高齢者へのパソコンの普及を一層図るため、高齢者が使いやすい機器の研究開発を促進すべきである。

④ 補聴器に携帯電話を近づけた場合の電波障害を解消するため、携帯電話の電波干渉を受けない補聴器の開発、普及が必要である。

⑤ 福祉機器等の製品普及のためには、製品が市場に登場した直後に、政府が戦略的に普及をさせたい製品の最初の買い手としての役割を政策的に果たすべきである。

⑥ 福祉用具を病院や施設だけでなく、一般消費者が使えるよう市場に乗せるための流通上の工夫が必要である。

⑦ 福祉用具等の開発を行うベンチャー企業が国際的競争力を持つためには、高齢社会におけるノウハウを蓄積し、商品を開発することが重要である。

⑧ 地域の中での共生という観点から、学校・保育所等への障害のある子どもの受入れを積極的に行うべきである。

⑨ トライアル雇用やジョブコーチ制度を始めとした各種施策の積極的な実施により、障害者の法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者雇用場の確保に取り組むべきである。

官 報 (号 外)

⑩ 授産施設等に委託されるような仕事が労賃の低い海外に流出している。官公庁による製品等の積極的な利用促進を通じて、仕事の確保が困難になっている授産施設等を支援すべきである。	世界保健機関が国際障害分類(ＩＣＩＤＨ)を改定して国際生活機能分類(ＩＣＦ)を制定したが、このＩＣＦに基づく障害施策の見直しが必要である。障害者の社会参加に向けた働きかけを総合的に行うため、障害者を人間と環境の相互作用としてとらえるＩＣＦを活用することが重要であり、現在策定中の新障害者基本計画にもいかすべきである。	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授 石渡 和実氏 障害者雇用制度は昭和三十五年の身体障害者雇用促進法の制定に始まり、五十一年の同法の改正により雇用率の義務化が導入された。六十二年に知的障害者と精神障害者も対象に含めた「障害者の雇用の促進等に関する法律」となり、平成十年からは知的障害者も雇用率の対象に含めるという義務化が図られた。しかし、精神障害者の雇用義務化はいまだ実現しておらず、障害種別による格差が顕著である。	ライゼーションが実現する。 経済効率を中心に置く価値規範を問い直し、障害のある人が様々な可能性に挑戦でき、障害を持ったまま生きられるように社会の支援の在り方を変えていくことで、高齢者などだれもが住みやすい社会になっていく。
⑪ 筋萎縮性側索硬化症(ＡＬＳ)患者等、投票が困難な人が選挙権を行使できるように投票制度が設けられていないことに対して、東京地方裁判所は憲法違反の状態にあるとの判決を下した。選挙の公正の確保を幅広く検討すべきである。	障害者福祉の根拠法の在り方としては、法律と対象者が年齢別、障害種類別となっている現状を改め、障害者福祉法の統合を図るべきである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法は、異なる目的で出発したが、この十年來の法改正で自立と社会参加という目的を共通して掲げるようになっており、法律そのものの統合を本格的に検討する必要がある。統合的な障害者福祉法の実現は、身体障害、知的障害及び精神障害の各福祉サービス間の格差解消、制度の谷間に取り残されている障害への対応、サービスと環境を整えるというサポート中心の施策への転換という三つの意義を持つ。	厚生労働省の発足により福祉的就労から一般就労への移行の促進が期待されたが大きな変化はない。注目される新しい支援として援助付き雇用があり、ジョブコーチが知的障害者や精神障害者を実際の職場で支援することによって働く場を拡大することによって就労につながる有効な手法である。	全国自立生活センター協議会代表 中西 正司氏 自立生活運動の考え方は、重度障害者であっても施設ではなく地域の中で介助を受けながら暮らし、自立生活センターで社会貢献をする方が社会的に有益であるというものである。自立生活センターは、障害者が中心となって運営しており、介助サービス、ピアカウンセリング、住宅サービス及び自立生活プログラムの四つのサービスを提供している。
⑫ 支援費制度施行に伴い、市町村障害者生活支援事業及び障害児地域療育等支援事業が廃止されるが、相談支援についてはすべての地域で整備されるべき一般的、基本的機能であり、地域の実情に応じて弾力的に展開されるべきである。	2 参考人からの意見聴取及び主な意見交換 障害者の自立と社会参加に関する件について、平成十四年十一月二十七日、十二月四日、十五年二月十二日及び四月二日にそれぞれ参考人から意見を聴取し、意見交換を行った。その概要は次のとおりである。	障害者差別禁止法は途上国を含めて既に四十か国以上が制定しており、我が国も同様の法律を制定することが必要である。 新障害者基本計画に評価活動を組み込み、計画の発表時点、中間見直し時点及び最終年に障害者の総合的な生活実態調査を行い、計画の軌道修正を必要に応じて行うという手法が求められる。	障害者が福祉サービスの受け手から担い手へと変わり、重度障害者自身がサービス提供者の役割を果たそうとしている。また、自立生活センターは事業体であると同時に、サービスのシステムをつくって施設から在宅の方向へ変えていくとする運動体でもある。平成八年に創設された国の市町村障害者生活支援事業を受託し、社会福祉法人ではない無認可団体として、ピアカウンセリングと自立生活プログラムを生活支援上の主要メニューにして活動している。

(平成十四年十一月二十七日)

日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科教授 佐藤 久夫氏

新障害者基本計画に評価活動を組み込み、計画の発表時点、中間見直し時点及び最終年に障害者の総合的な生活実態調査を行い、計画の軌道修正を必要に応じて行うという手法が求められる。

このような積重ねにより共生の本質であるノーマ

平成十四年十月にＤＰＩ世界会議札幌大会が開催され、同月、大津市で開かれたＥＳＣＡＰ最終

年ハイレベル政府間合会では「アジア太平洋障害者の十年」の更なる十年の延長を受けて行動計画が決定された。新たな十年は、国際的な障害者差別禁止法と国内の障害者差別禁止法を作ることを目標とする。障害者差別禁止法ができれば、これまで解決できなかった教育の問題と就労の問題に進展が見られるのではないかと期待している。

今後は、自立生活センターと高齢者の団体が協調して福祉のユーザーユニオンを形成し、福祉をニーズに基づいたものに変えていきたいという希望を持っている。

このような参考人の意見を踏まえ、調査委員会と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

- ① 障害者の雇用率を定め企業に義務を課す制度を持つ国は世界的に見て少ないが、我が国ではこれまでは一定の役割を果たしており、当面は必要であると考えられる。
- ② 政府は、企業が社会的責任を果たしてより積極的に障害のある人を受け入れるよう、障害者雇用促進法の規定の適用を徹底するとともに、障害者雇用に向きに取り組んでいる企業についても公表等の措置を検討していく必要がある。
- ③ 障害のある人の能力を見極め適切な仕事のある企業と結び付けるための情報提供が、各支援機関でなされている。今後、障害者雇用

を拡大していくためには、ワークシェアリングの意識を広げていくとともに、障害者雇用のメリットが現れるようなシステムを構築する必要がある。

- ④ 企業側が障害の程度と仕事への適応を考慮した採用活動を広く行うことは困難であり、支援者側のジョブコーチが職務分析して障害者の雇用につなげていく手法が重要になる。そのためにもジョブコーチの立場を保障する制度が必要である。

- ⑤ 経済状況の悪化により聴覚障害者の解雇等の問題が生じており、職場でのコミュニケーションの困難性をサポートするなどの支援が必要である。

- ⑥ 障害者雇用機会創出事業による三か月間のトライアル雇用は、障害者の定着率が高く効果的に機能している。

- ⑦ 精神障害者の雇用が進まない背景には、精神障害者への差別と、体調に波があるという障害特性がある。障害特性に配慮し、精神障害者がグループで働くなど雇用形態に柔軟性を持たせることにより、雇用機会を拡大できる可能性がある。

- ⑧ 障害者差別解消のため、障害のある子どもが一般の学校で共に学ぶことが重要であるが、統合教育に対する反対があることも事実であり、障害者差別禁止法を作って国民の意識を変える必要がある。

- ⑨ 障害者差別禁止法は、職業・就労・教育の問題を解決するために不可欠である。差別を禁止する義務法は我が国の法体系にないので抵抗が強いが、完全参加の社会を象徴するものとして必要である。

- ⑩ 我が国で障害者差別禁止法を作る前段階として、何が障害者差別に当たるのか業種別にガイドラインを作って検討しておくことが必要である。

(平成十四年十二月四日)

桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授 北野誠一氏

障害者の地域における自立生活と社会参加・参加の背景には、第一に、権利擁護理念の世界的展開がある。①一九六〇年代のノーマライゼーション理念の発展、一九八一年の国際障害者年及び一九八三年からの「国連・障害者の十年」の理念である完全参加と平等、②一九七〇年代以降の自立生活運動の展開、③一九九〇年の障害を持つアメリカ人法(A.D.A.)に端を発する障害者に対する差別を禁止する法律の国際的展開である。障害者差別禁止法は、規制緩和された市民社会において明確なルールを作るため必要であると考ええる。

第二に、少子高齢化社会の展開がある。今後の政策を考える際、二十二世紀には我が国の人口が現在の三分の一以下になるという人口統計学上の数値を勘案する必要がある。また、障害者と高齢

者が少数派から多数派になり、社会の主体的な担い手となることから、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とする地域社会づくりが必要不可欠である。

第三に、グローバル化と規制緩和、そして社会福祉基礎構造改革がある。高度産業化、高度消費化の中で、地域の支援力・福祉力の低下、障害者・慢性病者の増大、高齢化社会の到来、家族の福祉力・世話力の低下を呼び、全体として福祉ニーズは増大している。措置制度から利用契約に基づく支援費制度へと変わり、指定施設や指定事業者は事業を起こしやすくなったが、その前提として規制緩和に伴う法制度の整備と権利擁護システムが不可欠である。社会福祉基礎構造改革は、利用者保護として一連の政策を提起しているが、規制緩和がもたらす弊害を阻止するための多種多様なルール作りと人権侵害に対する権利擁護のシステムづくりが今なお不十分である。

明治学院大学社会学部社会福祉学科教授 中野敏子氏

障害のある人の生活が施設から地域へとシフトする中で、相互に個性を尊重し支え合う共生社会を構築するため、家族の生活実践から多くのことを学ぶ必要がある。家族への支援は、①家族から障害のある本人を隔離し、専門療育機関が訓練支援をする、②本人に加え母親を家族から離し、専門療育機関が母親指導・訓練をする、③地域の

中に支援の拠点を作り、専門職を中心とした療育サービスを提供する、と変化してきたが、障害のある人とその家族は障害のある人を対象としたサービスを利用することを中心とした暮らしのままであり、家族としての共生社会、近隣の人との共生社会からは程遠いのが実態である。

現在求められる家族支援は、療育から一歩出た地域生活支援である。身体障害者を対象にした市町村障害者生活支援事業は、社会参加、社会自立を全面に出した事業であるが、知的障害者、重症心身障害児、身体障害児を対象とした障害児・者地域療育等支援事業は、療育という枠組みから出していない。知的障害者は、児童期と同じように家族が介護をするものととらえられているが、社会参加のために基本的な生活を支えるコーディネートターの役割が必要である。

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長 児玉 明氏

障害者基本法を始めとして法整備が行われてきているが、真の共生社会の実現に向けて、今後特に重点を置くべき課題は、次の四つである。

第一に、教育に関しては、障害や障害者に関する基礎的な知識が習得できるよう、一般教育の場で学齢期から相互理解のための適切な教育を行うべきである。

第二に、バリアフリーに関しては、物理的なバリアについて、現在いわゆるハートビル法、交通

バリアフリー法により努力義務となっている施設を完全義務化するとともに、住宅も含めたすべての建築物における一〇〇%のバリアの解消が最終的な目標である。なお、住宅に関しては、障害のある人が地域で安心して暮らすため、グループホームの整備、公営住宅への単独入居条件の緩和を始めとする住宅政策を生活面でのバリアフリー化施策の一つとして検討することが望まれる。

第三に、雇用・就労の問題に関しては、単に生活を支えていくだけではなく、障害者本人の生きがいを生み出す働く場の確保は、障害者の自立と社会参加を考える場合最も重要な課題の一つである。特に、全国に三千以上ある無認可の小規模作業所については、地域社会の中で長年障害者の自立と社会参加を支援してきた役割の大きさを再確認し、国として支援する必要がある。現在小規模作業所の社会福祉法人化が推進されているが、その多くが資産要件により社会福祉法人格を取得することが困難であることから、国庫補助制度は存続すべきである。

第四に、障害のある人の権利・人権保障に関しては、人権擁護法案が人権侵害に実際に対処できるか疑問がある。障害のある人の権利・人権保障に関する法整備の在り方について、障害者NGO、政治、行政を含めた国レベルで早急に検討する必要がある。

このような参考人の意見を踏まえ、調査委員会と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 近隣関係が希薄になっている現在の我が国においては、障害のある人が地域で自らの望む形態で暮らすことができるような仕組みを意識的につくる必要がある。

② 障害のある人の自立生活を保障するため、グループホーム等の整備を行うなど生活の場の選択肢を増やし、暮らし方についての選択の自由を確保するとともに、地域と居住施設の関係を築くことが重要である。

③ 精神障害者の地域生活を可能とするため、住宅の確保、精神障害者地域生活支援センターの充実、ピアグループの育成、精神障害者の支援が可能なジョブコーチの育成等が必要である。

④ 障害のある子どもの学校教育については、校舎のバリアフリー化、障害に配慮した教材、学習支援機器の配備等の環境整備を進めるとともに、教員免許取得時の障害児教育の義務付け等を通じ、統合教育を原則とすべきである。

⑤ 社会の意識を変えていくため、社会福祉関係学科の学生の多くが卒業後も福祉関係の仕事にかかわることを可能にするともに、障害のある人との学齢期前からの触れ合いが必要である。

⑥ 社会的弱者に対するボランティア活動が自然に行えるよう、障害のある人との幼少期からの触れ合いが必要である。

⑦ 現在家族が行っている程度の医療的ケアをヘルパーに認めることは、レスパイトサービスと考えることもでき、検討する必要がある。

⑧ 障害者の権利擁護のため障害者差別禁止法を制定するとともに、現在の障害者種別の法制度のはざまにある障害のある人も対象とする総合的な障害者福祉法を制定する必要がある。

⑨ 障害者権利条約の締約国となりこれを担保する国内法を制定する場合には、障害者を支援する際の合理的配慮の義務化、一人の生計者としての人格の尊重等を明記することが不可欠である。

⑩ 新たな福祉制度を考える中で「障害者」という用語の使用をやめ、新しい用語を考えるべきである。

⑪ 規制緩和により病院や入所施設に営利企業の参入を認める場合は、監査体制の確立、ルールを遵守させるための法整備及び障害のある人の権利を擁護するシステムづくりが不可欠である。

⑫ 高次脳機能障害のある人を障害者と位置付け、様々なサービスの受給を可能とする必要がある。

⑬ 支援費制度は障害当事者等が事業を起こしやすしい制度となっているが、必要な支援費が事業者へ渡る仕組みをつくる必要がある。

(平成十五年二月十二日)

東京都立大学大学院都市科学研究科教授 秋山哲男氏

現行の交通バリアフリー法に関しては、実施計画等を経ずに基本構想から事業に移行するなど計画の手順が十分でないこと、法施行に必要な予算確保が困難であること等の課題がある。財源については、交通バリアフリー法事業費として予算措置を行う、基本構想を策定した自治体が自由に資金を使えるシステムをつくる等の対策が求められる。また、公共路面交通は今後混乱が避けられないため、移送サービス(STS)の基本構想の策定を義務付ける必要がある。

交通バリアフリー法は鉄道やバスを主な対象としているが、鉄道やバスの使えない地域に居住している人が恩恵を受けられるように、STSを強化する必要がある。高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段(モビリティ)の確保は、活動や社会参加の基礎であり、生存権や生活権としての法的位置付けが必要であるが、我が国は先進国中最も遅れている。

したがって、①財源の確保、②自治体による計画策定の義務化、③需要の把握、地域に応じた計画立案、運行システムの設計、供給のシステムづくり、評価、④STSのコンピュータ支援システムの構築、STSの組合せの検討が必要である。また、更に新しい交通システムである需要応答型交通システム(DRT)の導入の検討、人口低密度地域の居住者のためのバスによる外出支援等の施策が求められている。

今後重要なことは、都市を高齢者や障害者が動きやすい、生活しやすいまちに変えることであり、環境負荷の軽減とモビリティ確保に責任を持った都市づくりを進める必要がある。

株式会社ユーディット代表取締役社長 関根 千佳氏

株式会社ユーディットには、様々な障害のある社員が在籍し、それぞれの才能をいかして在宅のまま働いている。このことは、ITの活用により障害者の就労形態が全く異なった形になることを示している。

バリアフリーの概念が、健康な成人男子向けにつくられたまちやものから、女性、子ども、高齢者、障害者等が使いにくい部分を除去することであるのに対し、ユニバーサルデザインの概念は、このような人々が最初から使えるように、まちなもの、情報やサービスをつくっていくことである。

アメリカではリハビリテーション法五〇四条やADAなどにより、高等教育や就労における障害者差別が禁止されている。また、リハビリテ-

ション法五〇八条は、連邦政府が購入するIT機器は障害者が利用可能なものでなければならないことを定めており、メーカー側もこれに対応して開発を行っている。

教育面でもアメリカでは統合教育が進んでおり、大学における障害のある学生の受入体制も整えられている。我が国では四年制大学における障害のある学生の割合が〇・〇九%であるのに対し、英米では約七%である。

立法府に望むことは、①人権法の制定、②障害者の情報保障のための著作権法の改正、③統合教育を支援するための教育関係法の改正、④公共調達において高齢者や障害者が使いやすいものを購入の条件とするアクセシビリティの徹底、⑤ユニバーサルデザインの考え方の理解等である。

一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表 川内 美彦氏

一九九〇年代から我が国でバリアフリーが本格的に広がり始めたが、契機となったのはアメリカでのADA制定であり、背景には我が国の高齢化社会への対応がある。アメリカにおいては、障害を理由にした差別禁止を実現する手段としてバリアフリー化を推進しているのに対し、我が国においては、バリアフリー化についての基本的な概念がなく、技術規定に偏していることが問題である。現行法には、公営住宅法における障害を理由とする入居制限、改正ハートビル法で特定建築物

の対象とされた共同住宅のバリアフリー化が努力義務に過ぎないこと、高齢者住宅確保法は障害のある人は対象外であること等様々な限界があり、何もしないことによって差別が起こるという認識が必要である。

世界の四十か国以上で既に障害に基づく差別を禁止する法律が制定されているが、我が国の障害者基本法は国際的な基準から見ると障害者の差別を禁止する法律ではない。積極的に差別をなくすという価値観を社会に形成するという意思が重要であり、障害者差別禁止法が障害者基本法かという二者択一の議論はあまり意味はない。大きな傘として基本概念を定める障害者差別禁止法が必要であり、その下に障害者基本法、ハートビル法、交通バリアフリー法等の技術的な法律を置くような法体系をつくる必要がある。

このような参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

- ① すべての人を対象とするモビリティやユニバーサルデザインは、今後の高齢社会に対しても有効なノウハウとなる。
- ② ユニバーサルデザインやバリアフリーにより障害者の自立や活動が可能となることにより、公共交通が利用しやすくなり、障害者・高齢者等の生活の質の向上や新たな価値のある社会の形成が可能となる。

③ 過疎地域におけるモビリティの確保のためには、鉄道に固執せず多様な移送形態を検討すべきである。	かつ自由に活用できるものとするため、ユニバーサルデザインの発想が求められる。	り、社会保障制度を充実させた上で、障害者差別禁止法等を重層的に適用すべきである。	の考え方を取り入れて設計することが必要である。差別には、不利益取扱いと合理的配慮義務違反という二つの側面があり、合理的配慮義務に違反することも正に差別であることを認識すべきである。
④ 高齢者や障害のある人にITを普及させるため、ハード・ソフトの組合せ等について助言を行うリハビリテーションエンジニアやそれを支えるパソコンボランティアの仕組みが必要である。	(平成十五年四月二日) 桃山学院大学法学部法律学科教授 瀧澤 仁唱氏 我が国の障害者法制については、①障害者概念が法律によって異なる、②障害者が権利主体となっていない、③障害者政策が国家への寄与度によって異なりその処遇に差がある等の問題がある。	弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長 野村 茂樹氏 国連社会権規約委員会が我が国に対し障害者差別禁止法の制定を勧告しており、また既に四十を超える国が障害者差別に関する法律を制定している状況において、我が国の対応は大変立ち後れている。	障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長 金 政玉氏 平成十四年三月、政府は国会答弁において、①我が国においてはADA制定の動きを踏まえて障害者基本法を制定している、②障害者等に対する不当な差別的取扱いの禁止については人権擁護法案で手当てされているとの見解を示した。しかし、障害者基本法は、社会参加の機会を恩恵的に与えられる対象として障害者をみる考え方が根強く残っていること、重度の障害があり地域生活が困難な障害者については引き続き施設入所を推進し、地域で暮らせる権利を明確に認めていないこと、義務として定められたのは国における障害者基本計画策定のみで、地方公共団体の計画策定は努力規定にとどまっていること等から、ADAに代わる法律とはなっていない。また、人権擁護法案は、差別の定義がなされていないなど、障害者の差別・人権侵害に対応できるか疑問である。
⑤ ユニバーサルデザインの精神の下に、障害者用に限定したものを作るのではなく、障害のある人もない人も同一製品を自由に使うという環境をつくる必要がある。	人権擁護法案の障害者差別禁止に関する内容については、①障害者の定義が障害者基本法同様あいまいである、②公務員や事業者による差別禁止の規定が担保されるか疑問である、③救済手続において、意思表示が難しい障害者にとって種々の主張をするのは極めて困難であることが十分に考慮されていない、④加害者側に差別的取扱いをしていないという举证責任を負わせる規定がない等実効性に問題がある。	障害者の選挙権行使の問題について、日弁連は投票の機会の保障を求める意見書を作成した。我が国の投票制度では、選挙当日に自ら投票所に行き自書することが原則であるが、その例外として不在者投票制度及び代理投票制度がある。しかし、高齢・引きこもり・妊娠等のため投票所に行けない人やALS患者等で自書できない人は投票することができない。「ALS選挙権国家賠償請求権訴訟」についての東京地裁判決では、ALS患者らのような状態の者が選挙権を行使できるような投票制度が設けられていなかったことは違憲状態であるとされた。	こうした事情を踏まえ、不在者投票制度としての郵便投票において選挙人の範囲を拡大するとともに代理投票や点字投票を認め、巡回投票制度を創設することが求められる。また、電子投票システムの導入に当たっては、ユニバーサルデザイン
⑥ 障害のある人をサポートし、高等教育を受けることが可能となる社会のシステムをつくる必要がある。	DPI日本会議の障害者差別禁止法要綱案については、①障害者の定義における現行の障害者法制との調整、②障害者の家族あるいは保護者の権利の充実、③障害者にとって、より身近な苦情解決制度の創設が必要である。	障害者差別禁止法又は平等化法を早急に制定すべきであるが、障害者が同じ機会を得たとしても、それぞれの能力に差があることを直視して、その機会が十全にいかせる制度的保障が必要であ	新障害者基本計画を受けた新障害者プランについては、居宅介護支援費ホームヘルパーの増員達成数値目標が旧障害者プランの二分の一以下であ
⑦ 障害の程度によって仕事は限定されてくるが、職務遂行能力を健常者に合わせて引き上げるのではなく、障害者として独自の能力やノウハウを評価し、市場化していくことが必要である。	国として取り組む姿勢を表すためには、障害者法制の基本となる障害者差別禁止法を作るとともに、縦割り行政を克服する必要がある。	決制度の創設が必要である。	
⑧ 障害者法制については、障害者差別禁止法の新たな制定又は障害者基本法の改正という二つの方向性が考えられる。			
⑩ 法律に関しても、すべての人が理解でき、			

り、障害の原因となる疾病予防、治療等のリハビリテーションが重点施策の第一に置かれており、障害を個人の問題としてとらえる旧来型の発想にとどまっているなどの課題がある。

このような参考人の意見を踏まえ、調査委員会と参考人との意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 措置制度から支援費制度に移行したが、障害者が契約に当たって内容、方式等を自由に選択できない状況にあることをまず認識する必要がある。

② 障害のある人が施設ではなく地域で生活するためには、各種社会保障制度を手厚くし、家族の負担をできる限り減らしていく必要がある。

③ 電子投票制度は障害者の権利行使に有効であるが、投票の秘密に対する不安への制度的対応を検討する必要がある。

④ 障害者差別禁止法と現行の障害者基本法は、両方とも必要であり、それぞれの役割をいかにしながら両立させていくことが望まれる。

⑤ 障害者差別禁止法の配慮義務により事業者等に新たに生じる負担については、免責認定基準等が必要であり、障害当事者を含む第三者機関による検討が求められる。

⑥ 障害者に対する差別を禁止するためには、

障害者基本法等の改正や人権擁護法によって目的を達成することも検討する必要があるが、外国の成功例を参考にすることが望まれる。

⑦ 障害者に対する差別の定義については、差別的取扱いだけではなく、合理的な配慮がなされているかという観点からも考える必要がある。

⑧ 加害者の意図しない差別については、型どおりの広報活動では解決できないため、法律で明確に禁止をうたうことが重要である。

⑨ 身体障害者の等級が身体の部位の障害に着目して定められているが、社会環境要因との関係で障害の概念をとらえて見直すことが求められる。

⑩ 出生前に障害があると判明した場合の親及び胎児の権利について検討することが必要であり、その前提として、障害のある子どもをはじめくむ社会環境の整備等が求められる。

⑪ 国や地方公共団体の審議会、委員会等に障害のある当事者の参画が必要な場合、その委員の選び方については、公募方式等を積極的に取り入れる必要がある。

3 調査委員会間の自由討議

政府からの説明及び参考人からの意見聴取を踏まえ、障害者の自立と社会参加に関する件について、調査会委員の認識の共有化を図り、今後の取組の方向性を見いだすため、平成十五年五月七

日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は次のとおりである。

① 高齢化の進行に伴い高齢者、障害のある人が社会に増加することを踏まえ、障害のある人にとつての差別、バリアの現状を直視し、社会全体をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化していく必要がある。

② 障害のある人が社会に合わせるのではなく、社会の側が障害のある人に合わせるというユニバーサルな発想の下に必要な法制度を整備すべきである。

③ 既存の公共的建築物については、目標を持って改善計画を作らせ、財政的援助を行うとともに、新たに公共的建築物を造る際には規模による義務付けの除外規定等を外し、ユニバーサルデザインとすることが重要である。

④ 交通バリアフリーについては、公共交通事業者等への指導を強化するとともに、都市部に限らず全地域で障害者等のために便利で安全な移動手段を確保することが重要である。

⑤ 郵便投票制度の手続簡素化、対象者の拡大、代理投票の導入等投票環境のバリアフリー化を進め、障害者、難病患者等の政治参加の機会拡大を図るべきである。

⑥ 障害のある子どもでない子どもが幼稚園や小学校の段階から共に教育を受けることによ

り、一緒に生きているという共生の感覚を養うことが重要である。

⑦ 地域に身近に通える小・中学校の障害児学級や養護学校等を計画的に増設するとともに、すべての子どもに教育を保障するため、長期療養中の子どもに対する訪問教育や院内教育を充実させることが必要である。

⑧ 政府は法定雇用率や納付金の引上げ等雇用促進の指導を徹底するとともに、法定雇用率の対象となっていない精神障害者の雇用義務化を図る必要がある。

⑨ 無認可小規模作業所の社会福祉法人化を進めるとともに、法人格の取得が困難な小規模作業所に対しては国庫補助を行い、また小規模通所授産施設についても補助金を増額し、支援費の対象とすべきである。

⑩ 授産施設の製品を政府が優先的に購入し、国会が購入状況をチェックしていくことも考えられる。

⑪ 交通、雇用、教育等あらゆる分野で障害を理由とした差別をなくす法律の制定が不可欠である。

⑫ 障害のある人を一方的、画一的に保護する措置の対象から、自由な意思に基づき自立支援を受けることができる権利の主体へと転換させる必要がある。

⑬ 障害ごとに法律、施設体系、福祉施設などが設定されている現状を改め、ICFにより

官 報 (号 外)

障害者の範囲を拡大し、総合的な障害者福祉法を制定することが求められる。	討する必要がある。	の施策に取り組んでいる。	ム、④子育て家庭の居場所提供サービス・システムを児童福祉実施体制のサブシステムとして備えるべきである。
⑭ 障害者差別禁止法については、その制定を急ぐとともに、障害者間の能力に差があることを直視し、社会保障制度を充実させた上で重畳的に適用すべきである。	二 児童虐待防止に関する件 児童虐待防止に関する件について、平成十五年二月二十六日、鴨下厚生労働副大臣から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。	また、地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制の構築が不可欠であり、特に予防から自立支援に至るまでのすべての段階で有効な市町村虐待防止ネットワークの設置を積極的に働き掛けている。	近年、市町村児童虐待防止ネットワークが急速に整備されつつあるが、ネットワークの充実に伴い、個別事例に対する具体的援助を展開することが見込まれる。
⑮ 教育における障害者差別を撤廃するため、学校教育法の見直しを検討するとともに、障害者差別禁止法を制定する際には、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶという理念を明文化すべきである。	厚生労働省 児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は平成十三年度において二万三千件を上回るなど、児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき課題である。	児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)の見直しについては、法施行後の状況について、医療、保健、福祉、法律等の専門的見地から解決すべき課題について整理・検討を行うこととし、社会保障審議会児童部会に児童虐待の防止等に関する専門委員会を設置した。	現在、児童虐待による親子分離から再統合の過程を進行管理するのは都道府県の児童相談所であり、当該家族が在住する最も基礎的な自治体である市町村は部分的にかかわるだけであるが、児童虐待事例に対し一貫した支援を行うためには、市町村が虐待事例の発見から家族の再統合までを児童相談所と共同して支援する仕組みを構築することが必要である。
⑯ 障害のある人の機会の平等の確保のため、障害者差別禁止法を制定する必要性が指摘されているが、包括的な法律である障害者基本法の改正を視野に入れつつ検討する必要がある。	児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長と自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要であり、いずれの段階においてもきめ細かな施策を準備することが重要である。	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授 柏女 霊峰氏	児童ソーシャルワーカーが親の権利と子の権利のはざまに対応に苦慮するのは宿命とも言えるが、ソーシャルワーカーの増員・対応技術の向上が必要であり、児童虐待に関する制度的、社会的支援を実行することが求められる。
⑰ 戦後続いてきた障害者についての定義、認定、等級、支援という施策の枠組みを抜本的に見直すことが必要である。	共生社会に関する調査会の提言に対応して、①親の孤立を防ぐ場を確保するためのつどいの広場の創設、②母子保健活動の充実の一歳六か月・三歳児健診への心理相談員・保育士の配置、③児童相談所の体制強化のための児童福祉司の地方交付税積算基礎人数の割増し、④児童養護施設等の充実のための地域小規模児童養護施設の拡充、⑤里親制度の拡充のための専門里親制度の創設、⑥担当職員の資質向上のための研修の実施等	児童虐待防止法施行に伴い、①児童虐待の対応が児童相談所へ集中したことにより児童相談所の業務の混乱を招いたこと、②親子分離後の子どもが受皿不足が深刻化したこと、③地域支援、在宅支援が不十分なこと、④家族の再統合のための親への援助システムがないこと、⑤司法の関与が限定的であることが課題として明らかにされた。これらは、市町村・地域レベルでの援助体制の脆弱さ、援助を受ける意欲に乏しい親子を回復のプロセスに乗せていく仕組みの不在という、児童福祉実体制の二つの限界を現している。今後は、①介入的サービス・システム、②親子の心のケアサービス・システム、③地域の中での支援システム、④子育て家庭の居場所提供サービス・システムを児童福祉実施体制のサブシステムとして備えるべきである。	朝日新聞論説委員 川名 紀美氏 様々な事情で親と暮らせなくなった子どもを受け入れている児童養護施設は、重要な役割を担ってきている。約五百五十か所の施設に約三万人の子どもが暮らしているが、近年は何らかの被虐待の経験を持つ子どもが多くなっている。施設の在り方を大きく転換していく必要がある、四つの提
⑱ 情報技術の進歩、医療の革新、価値観の多様化等の社会的変化を踏まえ、これまでの経済的支援中心であった障害者施策を見直していくべきである。	共	共	共
⑲ 障害にかかわる施策を進めていく際には、必ず当事者の意見を聴く場を設けるべきである。	共	共	共
⑳ 民間の経済主体、NPO、政府の三者が役割を分担し連携する総合的な障害者施策を検討	共	共	共

言をしたい。

第一は、グループホームの推進である。高齢者や障害者の分野では住み慣れた地域で暮らしていくための施策が進められている一方、児童福祉の分野では施設の小規模化、地域へという流れが進んでいない。厚生労働省が進めている地域小規模児童養護施設は平成十四年度で二十か所にとどまっている。少人数の施設では近隣との付き合いを含めた様々な経験を積むことができ、心の傷を持つ子どもも特定の大人に見守られて愛されると実感できるのである。

第二は、職員配置基準の見直しである。子どもに十分な対応ができる人員を配置する必要がある。

第三は、里親制度の充実である。里親としての登録者数は年々減少しているが、里親を支援する仕組みを厚くし、子育てに喜びを感じるような里親を養成することが重要である。自分の子育てを終えた人の中にはもう一度子育てを経験したい人も少なくないので、研修等で専門知識を身に付けてもらい、子育ての一翼を担えるようにしていくことが必要である。

第四は、児童養護施設の地域の子育ての核となる施設への転換である。蓄積された子育てのノウハウを地域に還元し、地域の中の子育てセンターとして役割を果たしていくことが望まれる。

弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事 平湯 真人氏

児童虐待防止法により行政施策も進んだが、法律内容が初期対応に偏り発生予防から親への援助に至る全体的課題は十分に示されていないこと、児童相談所職員の不足や児童養護施設の不足が顕著になったことが課題として明らかになった。

日本子どもの虐待防止研究会の児童虐待防止法等改正への提言のうち、主な事項は次のとおりである。

第一に、児童虐待防止法の目的規定に子どもの人権の擁護と家族への支援を明記する。

第二に、児童虐待の発生予防・発見、子どもの保護、親への指導等のすべての段階の課題が、国等の責務であることを明確にする。

第三に、親権を柔軟かつ多様な方法で制約する。子どもを救うためには、現行の親権喪失とは別に、親権の一時停止や一部停止の制度が必要である。

第四に、親が援助を受ける意欲がないときに、それを動機付けるシステムをつくる。現行の知事から親への勧告制度は一度も活用されておらず、実効性のあるシステムが求められる。

第五に、児童福祉法や児童虐待防止法の対象とならない十八・十九歳の子どもへの保護策を検討する。児童福祉法等の対象年齢を検討するとともに、少なくとも一定年齢以上の子どもに親権喪失宣告の申立権を認めること等が必要である。

このような政府からの説明及び参考人の意見を踏まえ質疑を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 母親が育児の悩みから虐待に及ぶことを防止するため、父親も育児の一翼を担っていくことが大切である。職場における父親学級、働き方の見直し等により、育児に対する父親の意識を高めることが求められる。

② 児童虐待の発生予防のため、周産期における家庭訪問及び周産期医療施設との連携強化において、保健師に加え、助産師も関与するための取組の強化を考えていくべきである。

③ 児童虐待に対する公的な支援、介入については、第三者的な立場で適正に判断する仕組みを設け、支援と介入を結び付けることが必要である。

④ 様々な児童虐待事例に迅速に対応できるように、児童相談所を中心とするネットワークを構築していくことが重要である。

⑤ 市町村の役割強化のためには、地域の実情に応じて市町村の保健センター、家庭児童相談室、地域子育て支援センターなどが中心機関となり、児童相談所と連携して虐待事例を一貫して進行管理する体制をつくることが考えられる。

⑥ 学校における被虐待児への適切な対応のため、教員加配の制度を活用することが考えら

れる。

⑦ 里親に対する研修・支援を充実させ、知識や技術を身に付けた専門性の高い里親が問題を抱えた子どもを預かることができるよう予算上の措置も含めた体制を構築すべきである。

⑧ 援助を受ける意欲のない親への動機付けは困難な課題であり、司法や福祉の手続の中で実効性ある仕組みを考えていく必要がある。

⑨ 虐待する親への支援は重要であり、早急に親の養育能力回復のためのプログラムを開発すべきである。

⑩ 民法の親権の規定については、懲戒権を廃止するとともに、親の責任・義務と子どもの人権を調和させる方向で改正すべきである。

⑪ 児童虐待の問題に対応するための司法体制の環境整備として、法律家の養成課程において家族、子ども、ジェンダー等の問題に関する教育を充実させる必要がある。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、平成十五年四月十六日、鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取し、質疑を行った。その概要は次のとおりである。

官 報 (号 外)

内閣府 男女共同参画会議は、同会議の下に設置した「女性に対する暴力に関する専門調査会」の検討・報告を受けて、平成十三年十月及び十四年四月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という)の円滑な施行に向けた意見を決定し、その意見を関係各大臣に述べた。	においては相談員等の支援者に関する調査研究、加害者更生に関する調査研究を行う予定である。 民間団体への援助としては、被害者を支援する相談員等を対象に配偶者からの暴力の特性、相談機関に関する情報等をホームページにおいて提供しており、情報内容の拡充に努めている。なお、平成十四年度において、六都道府県十七市の地方公共団体が延べ三十三の民間団体へ合計約五千二百万円の財政的援助を行っている。	厚生労働省 婦人相談所及び婦人相談員に寄せられた夫等の暴力の相談件数は、平成十四年度上半期において、来所相談と電話相談を合わせて二万四千七百七十八件であり、相談件数全体の二三・六％を占め、件数、割合のいずれも年々増加している。	被害者への二次被害を防ぐためにも職務関係者に対する研修が重要であり、女性センター等の相談員等を対象とした研修、相談員等を管理する立場にある職員を対象とした研修の実施に加え、地方公共団体等における研修用の教材を作成し、廉価にて販売している。	また、配偶者暴力防止法の内容等を解説したパンフレット等の作成・配布、様々な媒体を活用した情報提供、毎年十一月に男女共同参画推進本部が実施する女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広報啓発を行っているほか、平成十五年度に	一時保護されている。 婦人相談所等における一時保護等の円滑な実施のため、休日・夜間の相談体制の強化、婦人相談所の保育用品の整備、心理療法担当職員の婦人相談所及び婦人保護施設への配置、専門職員研修の実施、福祉事務所等との機関ネットワークの整備を行っている。	また、母子生活支援施設等における自立に向けた支援として、母子生活支援施設における広域入所の促進・夜間警備体制の拡充・心理療法担当職員の配置、小規模分園型母子生活支援施設の創設、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施を行っている。	お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授 戒能 民江氏 配偶者暴力防止法の制定は、DVを許容する社会を変えていく第一歩である点、国及び地方公共団体の責務が明記され行政の責任が明確となった点で意義があったが、幾つかの問題が生じている。	第一の問題は、法の射程範囲が極めて狭いことである。主な対象が緊急時の一時保護までであることに加え、被害者が逃げるなどの一定の行動をとることが前提となっている。また、暴力の定義が極めて限定的である。DVは身体的暴力に限らない複合的暴力であり、特に精神的暴力の影響を重視すべきである。さらに、離婚後の配偶者や子ども	どもの問題が考慮されておらず、人的対象範囲が限定されている。 第二の問題は、被害者の安全確保体制が不十分なことである。被害者のみならず、家族、親族、援助者の安全確保も必要であり、また外国籍女性、障害のある人、高齢者等多様なDV被害者への対応が課題となっている。	さらに、①就労、精神的ケア、住宅確保等を含む自立支援の視点が弱いこと、②DVの特質を考慮した広域対応、自立支援のための体制整備等が十分ではないこと、③支援センターがDV対応の中核機関として位置付けられていないこと、④保護命令の対象範囲が限定されている上、申立要件が厳しいこと、さらに保護命令違反者の処分が被害者の安全を考慮して行われていないこと、⑤依然として職務関係者による二次被害が多いことが問題点として挙げられる。	全国婦人相談員連絡協議会会長 原田恵理子氏 婦人相談員が受ける相談のうち、配偶者からの暴力、夫以外の家族からの暴力、子ども時代の虐待等直接的あるいは間接的に女性に対する暴力に関係している相談が多くなっている。配偶者暴力防止法施行後は、DVとDV以外のケースに相談内容を選別する傾向が出てきており、DVのみならず女性に対する様々な暴力を援助の対象とする必要がある。	平成十四年度に創設した一時保護委託制度の実施状況については、母子生活支援施設、民間シェルター等を一時保護の委託先として確保し、十五年三月一日現在で民間シェルター三十三施設を含む百二十施設と委託契約を結んでいる。十四年度上半期においては、八百五十五名が委託先におい	厚生労働省 婦人相談所及び婦人相談員に寄せられた夫等の暴力の相談件数は、平成十四年度上半期において、来所相談と電話相談を合わせて二万四千七百七十八件であり、相談件数全体の二三・六％を占め、件数、割合のいずれも年々増加している。	被害者への二次被害を防ぐためにも職務関係者に対する研修が重要であり、女性センター等の相談員等を対象とした研修、相談員等を管理する立場にある職員を対象とした研修の実施に加え、地方公共団体等における研修用の教材を作成し、廉価にて販売している。	また、配偶者暴力防止法の内容等を解説したパンフレット等の作成・配布、様々な媒体を活用した情報提供、毎年十一月に男女共同参画推進本部が実施する女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広報啓発を行っているほか、平成十五年度に	においては相談員等の支援者に関する調査研究、加害者更生に関する調査研究を行う予定である。 民間団体への援助としては、被害者を支援する相談員等を対象に配偶者からの暴力の特性、相談機関に関する情報等をホームページにおいて提供しており、情報内容の拡充に努めている。なお、平成十四年度において、六都道府県十七市の地方公共団体が延べ三十三の民間団体へ合計約五千二百万円	厚生労働省 婦人相談所及び婦人相談員に寄せられた夫等の暴力の相談件数は、平成十四年度上半期において、来所相談と電話相談を合わせて二万四千七百七十八件であり、相談件数全体の二三・六％を占め、件数、割合のいずれも年々増加している。	被害者への二次被害を防ぐためにも職務関係者に対する研修が重要であり、女性センター等の相談員等を対象とした研修、相談員等を管理する立場にある職員を対象とした研修の実施に加え、地方公共団体等における研修用の教材を作成し、廉価にて販売している。	また、配偶者暴力防止法の内容等を解説したパンフレット等の作成・配布、様々な媒体を活用した情報提供、毎年十一月に男女共同参画推進本部が実施する女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広報啓発を行っているほか、平成十五年度に	においては相談員等の支援者に関する調査研究、加害者更生に関する調査研究を行う予定である。 民間団体への援助としては、被害者を支援する相談員等を対象に配偶者からの暴力の特性、相談機関に関する情報等をホームページにおいて提供しており、情報内容の拡充に努めている。なお、平成十四年度において、六都道府県十七市の地方公共団体が延べ三十三の民間団体へ合計約五千二百万円	厚生労働省 婦人相談所及び婦人相談員に寄せられた夫等の暴力の相談件数は、平成十四年度上半期において、来所相談と電話相談を合わせて二万四千七百七十八件であり、相談件数全体の二三・六％を占め、件数、割合のいずれも年々増加している。	被害者への二次被害を防ぐためにも職務関係者に対する研修が重要であり、女性センター等の相談員等を対象とした研修、相談員等を管理する立場にある職員を対象とした研修の実施に加え、地方公共団体等における研修用の教材を作成し、廉価にて販売している。	また、配偶者暴力防止法の内容等を解説したパンフレット等の作成・配布、様々な媒体を活用した情報提供、毎年十一月に男女共同参画推進本部が実施する女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広報啓発を行っているほか、平成十五年度に	においては相談員等の支援者に関する調査研究、加害者更生に関する調査研究を行う予定である。 民間団体への援助としては、被害者を支援する相談員等を対象に配偶者からの暴力の特性、相談機関に関する情報等をホームページにおいて提供しており、情報内容の拡充に努めている。なお、平成十四年度において、六都道府県十七市の地方公共団体が延べ三十三の民間団体へ合計約五千二百万円 厚生労働省 婦人相談所及び婦人相談員に寄せられた夫等の暴力の相談件数は、平成十四年度上半期において、来所相談と電話相談を合わせて二万四千七百七十八件であり、相談件数全体の二三・六％を占め、件数、割合のいずれも年々増加している。 被害者への二次被害を防ぐためにも職務関係者に対する研修が重要であり、女性センター等の相談員等を対象とした研修、相談員等を管理する立場にある職員を対象とした研修の実施に加え、地方公共団体等における研修用の教材を作成し、廉価にて販売している。 また、配偶者暴力防止法の内容等を解説したパンフレット等の作成・配布、様々な媒体を活用した情報提供、毎年十一月に男女共同参画推進本部が実施する女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広報啓発を行っているほか、平成十五年度に
--	--	---	--	--	---	---	---	--	--	--	---	--	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---

相談内容の選別が生じる背景には、第一に、支援センターの機能が不明確であることが挙げられる。売春防止法に基づく婦人相談所に支援センターの機能を持たせたことが、相談を二つのカテゴリーに選別することにつながっていると考えられ、法の対象をすべての女性とする必要がある。第二に、支援センターの役割の混乱がある。現在は保護命令申立てのための相談機関としてとらえられているが、支援センターをDV対応の中心機関として位置付けるとともに、関係機関との連絡調整、婦人保護施設の広域利用の促進等の機能を法律に明記すべきである。	女性の家HELPEイレクター 大津 恵子氏 女性の家HELPEの入所者数は、平成十一年ごろに日本人女性が外国籍女性を上回り、夫からの暴力から逃れるために入所する女性が増えている。女性の家HELPEは、高齢者、障害者、外国籍女性も利用しているが、特に在留資格を問わず外国籍女性を優先的に受け入れているシェルターは全国でも極めて少ない。	が、委託費のみでは、民間シェルターの運営は難しい。民間シェルターは、暴力の被害を始め、様々な被害にあった女性を早くから受け入れ、保護・支援を行ってきた。民間シェルターが財政的危機により閉鎖に追い込まれることのないよう、国及び地方公共団体が必要な援助を行うことが求められる。	⑥ 援助を求めた被害者の安全が守られなかった事例について客観的な立場から総合的な調査を行うための第三者機関をつくり、法制度の改善につなげていく必要がある。 ⑦ 配偶者暴力防止法改正を議論する際には、対象範囲の拡大、保護命令制度の見直しとともに、シェルターを出てから自立するまでの間における被害者の生活再建のための援助の在り方を検討する必要がある。 ⑧ 保護命令の対象範囲を広げる必要があるが、保護命令のみでは安全が確保できないという認識も必要である。 ⑨ DV対応における警察官の役割については、配偶者暴力防止法第八条の「必要な措置」の内容を明確にする必要があり、具体的な対応を法律に明記すること、若しくは運用上のガイドラインを作成することが求められる。
また、①公的機関と民間団体との対等な関係の確立、②暴力の被害を受けた女性が主体的に生活保護等の援助を求めることが可能となる仕組みの構築、③DV対応施策検討のためのDV防止委員会、二次被害防止のための第三者機関の設置の検討、④保護命令の対象範囲の援助者への拡大、⑤DV被害者が精神障害者グループホームを利用できるようにするなどの精神障害者施策との連携が必要である。	より良い援助のためには、被害者の権利を法律に明記するとともに、市区町村において具体的な援助ができる仕組みが必要である。また、被害者への長期支援のため、様々な社会資源をコーディネートする役割を担う婦人相談員の設置を市町村に義務付けること等が求められる。	また、離婚後は配偶者暴力防止法の一時保護等の対象外であるが、離婚後に民間シェルターを利用する危険な状況にある女性が多数いることを認識すべきである。 一時保護委託制度が創設され、民間シェルターに一時保護委託費が支払われる仕組みができた	④ DV加害者の典型的な行動様式を把握し加害者の精神的ケアを行うことが、DVを防止するために有効である。 ⑤ DV加害者の精神病理学的な分析が必要である。 四 海外派遣議員の報告 平成十四年九月三日から十二日までの十日間、参議院の特定事項調査議員団として、アメリカ及びカナダにおける共生社会の構築に関する実情調査のため、本調査会委員を主なメンバーとする海外派遣が行われた。派遣された議員六名のうち調査会委員は、小野清子会長(団長)を始め、清水嘉与子、千葉景子及び林紀子各議員の四名であり、その報告を同年十一月十一日の調査会において聴

取し、調査会委員間で意見交換を行った。その概要は次のとおりである。

小野 清子会長

(アメリカの障害者の権利・政策)

一九九〇年に障害者に対し、雇用、公的サービス、民間事業者の運営する公共施設及びサービス、電気通信等に係る差別的取扱いの排除を規定したADAが制定された。同法の受益者は全米で四十九百万人、カリフォルニア州では四百五十万人と言われている。カリフォルニア州では、連邦政府に比べて差別禁止について厳しい対応をしており、例えばADAにおける雇用差別禁止対象企業は雇用者十五人以上であるが、同州では雇用者五人以上の企業を対象としている。

ADA制定に当たっては障害者団体が大きな役割を果たした。一九七二年に設立され、障害者自立運動のバイオニア的存在である自立生活センターを始め、障害者権利教育擁護基金、世界障害者問題研究所の非営利三団体を訪問し、障害のある子どもとない子どもが同じ学校で学ぶことの重要性、関係団体が連携して議会へ働きかけることの重要性、障害者雇用に向けたジョブコーチ制度の状況、障害者雇用確保の在り方等について意見交換を行った。

(アメリカの児童虐待)

年間約百万件の児童虐待が確認され、死亡件数

は約二万件、虐待の六割近くはネグレクトである。カリフォルニア州では、一九六三年に児童虐待通告法が整備され、通告があった場合には児童家庭サービス所管の部署のソーシャルワーカーが状況を調査し、虐待が確認された場合には子どもを親から切り離し、七十二時間以内に裁判所に保護要請を出す。裁判所が子どもの保護が必要と判断すれば養子、里親、保護施設等に移ることになる。

このような児童虐待への対応に関し、児童虐待及びネグレクトに関する省庁間調整委員会、ロス・アンジェルス郡児童福祉局及びロス・アンジェルス児童裁判所を訪問し、意見交換を行った。省庁間調整委員会は、児童虐待の予防・証明・治療等の進め方に関して、省庁間の調整を行う郡レベルでは最大のネットワーク機関であり、子どもの虐待の予防に向けたプログラムの開発や支援を行っている。郡児童福祉局は、二十四時間対応のホットラインを設置し、虐待の存在が確認された場合にはソーシャルワーカーが子どもの保護を行う一方で、親の教育や家族再生に向けた取り組みを行っている。また、児童裁判所は、全米で唯一ロス・アンジェルスにある児童虐待専門の裁判所であり、四歳から十八歳までの虐待を受けた子どもが出廷し、自らの意見を述べる事ができる。

(アメリカのドメスティック・バイオレンス)

一九九三年に約四百万人の女性がDVの犠牲になっており、カリフォルニア州においては年間百五十件近い殺人事件も発生している。同州では一九八八年にDV防止法が制定され、一九九三年にはDVに関する刑罰や刑事手続が刑法典に規定されており、年間約十九万七千件のDV関係の禁止命令が出されている。

初犯の場合は、加害者は刑務所への拘禁の代わりに一年間の加害者プログラムの受講が義務付けられる場合があるが、そのプログラムは民間の非営利団体が実施している。今回は、そのような団体の一つであるマンアライプ及びDVを専門に扱う裁判所等を訪問し、意見交換を行った。マンアライプのプログラムは、男性が社会的観念として持っている、女性よりも優位な存在であるとの信念を、男女は平等であるという信念に再教育するためのプログラムである。また、裁判所で面談した裁判官によると、自ら年間四百件近い保護命令を出し、加害者プログラムの受講者には九十日ごとに出廷させて、プログラムの進捗よく状況について報告させているとのことである。

(カナダの障害者の権利・政策)

障害者の権利・政策に関しては、州政府が中心的役割を果たしており、ブリティッシュ・コロンビア州では、子ども家庭問題省や人的資源省が中心となって進めている。一九八一年の国際障害者年を契機として「完全参加と平等」の下、介護を必

要とする未成年者とその家族に対するプログラムや、障害のある成人が地域社会へ参画するためのプログラム等が用意されている。特に昨年の総選挙における政権交代後は、できるだけ州政府の関与を避け、障害のある人がコミュニティで自立して生活できるよう地域のニーズを把握している非営利の団体等に資金を提供し、そこから個別のサービスを提供する方向を目指している。これに関連して、G・F・ストロング・リハビリセンターを訪問した。

(カナダの児童虐待)

一九六〇年以降各州で独自の法律が制定されているが、ブリティッシュ・コロンビア州では一九九六年に「子ども家庭コミュニケーションサービス法」が制定されている。また、対象となる子どもの年齢も各州で異なり、同州では十九歳未満を対象としている。一九九五年の同州の虐待件数は約二万五千五百件であり、虐待により家族と生活できない子どもは親の同意や裁判所の命令によって里親やグループホーム等で生活している。また、子どもにかかわる専門家には虐待の通告義務が課せられ、通告を怠った場合には刑罰が科せられる。

(カナダのドメスティック・バイオレンス)

DVについては特別な法律は持たず、女性に対する暴力として刑法で対応している。カナダ女性の半数が十六歳以降に少なくとも一回以上の暴力を経験し、その四分の一は配偶者又はパート

ナーからの暴力である。プリティッシュ・コロンビア州では民間のボランティア団体を中心としたサポートグループが被害者の支援を担い、被害女性のためのシェルターも民間の非営利団体によるものであるが、その数は不足している。

訪問した被害女性のサポート団体である被虐待女性サポートサービス及び女性の法的平等を推進している非営利団体ウエストコーストLEAFでは、弁護士費用補助の予算の削減により被害女性が弁護士を雇えず、裁判所での主張が認められにくくなっていること、加害者更生プログラムを実施しても被害女性の危険性は解消されないこと、訴訟等に介入することによって男女平等権を獲得していく方法等について意見交換を行った。

また、プリティッシュ・コロンビア州のホッグ子ども家庭問題大臣から、①障害者問題については、これまで州政府が基準を定めて提供してきたサービスについて、障害者本人のニーズに合致したサービスを非営利団体等を通じて提供する方法に改める法案を提出する予定であること、②児童虐待については、州政府が保護する子どもの七割は片親家庭であり、州政府が子どもを保護した場合には年間四万カナダドルの費用がかかること、チャイルド・センター型の保護政策を、家族や親族を含めた大家族等による家族中心型の保護政策に転換することにより、十五か月の間に州政府が保護する子どもの数が八％減少したこと、③DV

については、増加傾向にあり、被害女性のためのサポートグループの育成、加害者である男性を対象とした人間関係の結び方のグループセッション等も行っており、裁判所も初犯についてはこのようなグループに送るようになってきていること等の見解を聴取した。

清水 嘉子議員

今回の視察先は、NPOなどのボランティア組織が多く、政府と対等な役割を果たしているという自信と誇りを持っていた。児童虐待や家庭内暴力の件数は我が国と比較してはるかに多く、かつ複雑な様相を呈しているが、それに対応してきめの細かなプログラムが用意されている。特に印象的であったことは、障害のある人が自立して地域で生活し活躍していることである。しかし、このように健常者と平等に扱われることを求めている障害者がいる反面、障害者のホームレスもいるという現実、真の共生社会の実現の困難性を痛感した。

千葉 景子議員

今回の派遣に関して報告したいことは、第一に、障害者、児童虐待及びDVに関する取組において、NGO、NPOを中心とした市民の取組が重要な役割を果たしていることである。付言すれば、財政悪化している公的部門の代替機能 demands

られている懸念がある。第二に、子ども、女性等の立場に配慮した児童裁判所等のシステムが存在することである。第三に、障害者、児童虐待の問題については家族の役割についての考え方が我が国と異なる面があり、またDV加害者の教育が強化されているが、その効果については評価が分か

林 紀子議員

我が国の児童虐待防止法は虐待されている子どもの救出に力点が置かれているが、アメリカではその後の生活について司法の場で決定されるシステムとなっており、児童虐待防止法の見直しの必要性を感じた。また、DV被害者がアメリカ人の夫と離婚しても永住権を失うことのないよう法改正がなされているが、同様の問題は我が国にもあり、配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討課題の一つである。障害者の就労に関しては、健常者と同じ資格で同等に競争することで問題の解決が可能なのか、疑問を感じた。

このような海外派遣議員からの報告を踏まえ、調査会委員間で意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

① 知的障害のある子どももいない子どもと一緒に学校で学ぶことは重要であるが、重度の子どもについては養護学校が望ましいとの意見

もあり、十分検討していく必要がある。

② 自己選択、主体性、尊厳をキーワードとして踏まえ、障害のある人が地域で自立し、自らの仕事により収入を得て、納税者として権利義務を果たしていくことが求められる。このためにも自立の機会を平等に開くことが必要である。

③ 日本版ADAの制定については、日本の実情に即してどのような形態にするのが最も効果的であるかを検討すべきである。

④ アメリカの児童裁判所では四歳以上であれば自分で意見を述べる方が開かれ、また判事も十分な研修・訓練を受けている。

⑤ 子どもの将来についてどのような方向がよいかをソーシャルワーカーも参加して議論する児童裁判所のような法廷は、児童虐待への対応の一つとして参考になる。

⑥ DV被害者のため、公的住宅の供給、職業訓練制度等の自立支援プログラムが必要である。

⑦ DVに関しては、アメリカではカウンセリングが重要視されるのに対し、カナダでは刑罰による対処が中心であるという印象を受けたが、両国における対応の違いについては評価が難しい。

⑧ DVによる殺人事件が発生した場合、その経緯等を調査するイギリス型の第三者機関が

官 報 (号 外)

必要である。 ⑨ 配偶者暴力防止法の立法に際して、加害者更生プログラムの効果について資料の収集を行ったが、非常に効果があるという意見と全くないという意見に二分されており、更なる調査が必要である。 ⑩ DVの原因は男性優位思想であり、初犯で加害者更生プログラムを受講することにより考え方が百八十度転換する事例もある。マン・アライブが実践しているようなジェンダー的視点を持つ加害者更生プログラムはアメリカでも少数であり、更なる開発が必要である。 ⑪ アメリカ、カナダにおいて我が国と明白に異なる点は、障害があっても能力を認め一般の社会で自立させていくという政策が進展していること、公的な機関とNGOの連携の仕組みが確立していること、児童裁判所・DV裁判所等問題を抱えた人の立場に立つ機関が整備されていること、カウンセリング等についても新人カウンセラーを現場に出し経験を積ませていくこと等である。 ⑫ アメリカにおけるNPOに対する州政府の資金援助及びその活用手法は我が国の地方分権化政策の参考となるが、その前提となるNPOの成熟度に差があり、我が国においてはその活動を見守りつつサポートしていくことが重要である。	⑬ アメリカにおけるNPOは、行政の下請ではなく独立独立歩で活動している。マン・アライブはプログラム受講済みの加害者に講師となる機会を与える等の独自の活動を行っている。 ⑭ DVへの対応におけるNGOの活動については、我が国においてはシェルター活動等の被害者救済が活発であるが、アメリカやカナダにおいては被害者の救済と並んで加害者の更生が重要視されている。我が国でも加害者更生プログラムが今後の課題である。 五 派遣委員の報告 平成十五年二月十八日から二十日までの三日間、兵庫県及び京都府において、共生社会に関する実情調査を行った。 兵庫県は、障害者福祉に関しては、圏域アクションプログラムを策定し、重度心身障害者の医療費を公費で負担する等各種施策を実施している。DVに関しては、配偶者以外の問題が複雑に絡んでいる事例や、女性からDVを受けている男性からの相談事例もあることが紹介された。児童虐待に関しては、平成十四年一月に児童虐待防止プログラムを取りまとめている。説明聴取の後、支援費制度に係る市町の施策、障害者相談員の処遇、こころのケア研究・研修センターの概要、精神障害者の社会復帰推進策、ボランティア	の在り方、盲導犬の育成、配偶者暴力防止法の見直しの内容、縦割り行政の改革等について質疑が行われた。 このほか、神戸市にある社会福祉法人プロック・ステーション及び県立総合リハビリテーションセンターを視察し、その運営の概況等について、それぞれ説明を聴取するとともに、車いす・福祉用具の試用体験を行った。 京都府は、障害者福祉に関しては、重度身体障害者に対するデイサービス事業の実施、全国初となる全国手話研修センター誘致等各種施策を実施している。児童虐待に関しては、平成十四年十月に児童虐待ゼロを目指す「ストップ・ザ・児童虐待宣言」を行い、市町及び府全域を調整するネットワーク会議を設立した。また、民間による児童養護施設建設、福祉基金設立の計画も進んでいる。DVに関しては、配偶者暴力防止法施行当初に比べ相談件数が六・五倍、一時保護の件数も三倍近くに増加しており、婦人相談所の相談体制の強化等を図っている。説明聴取の後、障害者雇用におけるノーマライゼーション施策の内容、民間企業が福祉分野に参入する際の問題点、「ストップ・ザ・児童虐待宣言」の意義及び効果、児童虐待対策における周産期・周生期への留意の必要性、一時保護を行う民間シェルターに対する財政支援の在り方、支援センターの位置付け等について質疑が行われた。	また、社会福祉法人太陽の家京都事業本部、京都市聴覚言語センターをそれぞれ視察し、その運営の概況等について説明を聴取するとともに、障害者の勤続年数及び定年、障害者雇用と景気動向との関連、職場のノーマライゼーション、障害者雇用促進のための方策、聴覚言語障害者が医療サービスを受ける際の問題点等について質疑が行われた。 さらに、真言宗総本山東寺を視察し、車いす用トイレやスロープ等のバリアフリー化への取組等について説明を聴取した。 第三 障害者の自立と社会参加についての提言 障害のある人がない人と同じように生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が誕生して半世紀が経過した。 我が国においては、昭和五十六年の国際障害者年を一つの契機として「完全参加と平等」を目標に各種施策が推進されてきており、平成五年に改正された障害者基本法では、障害者の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を推進することが目的として規定された。また、同年から始まった「障害者対策に関する新長期計画」においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の四つの障壁という考え方が打ち出され、ノーマライゼーション
---	--	---	---

ンの理念の下、その除去に向けて各種施策が展開されるところに、平成十五年を初年度とする新たな障害者基本計画も策定されたところである。

しかし、社会においてはまだ障害のある人を保護の対象として考え、障害のある人が権利の主体として活動できる状況には至っていない。そのため障害者の差別を禁止する法律の制定を求める声も高まっている。さらに、今後の高齢社会の進展を踏まえ、障壁の除去にとどまらず、社会全体をユニバーサルデザイン化していくことも求められている。

このような中、本調査会は、障害のある人となりが同じ社会の構成員として相互に尊重され、充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向けて議論を行い、その課題を明らかにするとともに、解決への採り得る諸施策について鋭意検討を進めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面の課題について、次のとおり提言する。

一 バリアフリー社会の一層の推進

1 障害の種類を問わず、障害のある人が安心して暮らすことのできる住まいの不足、道路やまちにおける各種障壁の存在、教育や雇用における機会が十分に確保されていないなど、障害のある人が社会において自立した生活を営むための環境がまだ十分に整備され

ていない現状にある。障害のある人が地域で暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの考え方を社会全体に浸透させる必要がある。

2 既存の公共的建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言等積極的な支援に努めるとともに、新たに建築する公共的建築物については、ハートビル法の施行状況を踏まえつつ、バリアフリー対応の一層の強化を検討すべきである。

3 高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段の確保は、活動や社会参加の前提条件となるものであり、都市部だけでなく鉄道やバスの使えない地域に居住している人を含めすべての人の移動を保障するため、STS(スペシャル・トランスポート・サービス)等による外出支援サービスの充実を図る必要がある。また、移動の連続性を保障するため、一体的、連続的な空間の整備を一層推進すべきである。

4 知的活動を補助するIT(情報技術)の進歩は、障害のある人の自立・社会参加に大きな役割を果たす可能性がある。障害のある人にとって利用しやすい機器やソフトウェア等の開発・普及、及びこれらの機器等の活用を促進するための施策を一層推進するとともに、

IT教育についても、内容の充実と対象者の拡大を図るべきである。

5 障害のある人等の選挙権の保障については、投票所等に行くことも自書することも不可能な人に投票の機会を保障するための制度を速やかに創設する必要がある。

二 教育・就労環境の整備

1 ノーマライゼーションの理念の下、障害のある子どもとない子どもが幼少時から地域において共に活動することにより、障害の有無にかかわらず共に助け合いながら生きていくという共生の感覚を育てるとともに、障害のある子どもにとっては将来社会の中で生活していくための力を付けていくことにもつながる。学校施設等のバリアフリー化を始め、障害のある子どもとない子どもが交流・理解し合うための環境整備及び障害のある子どもの教育の保障に努めるべきである。

2 在宅医療技術が進歩してきている現在、重度のあるいは重複した障害のある児童生徒でも、可能な限り地域における学校教育が受けられるよう、適切な医療的配慮が求められる。また、長期療養のため通学が困難な児童生徒に対する病院等の施設における学習機会の確保のため、当該施設等における学習の場の確保や、子どものニーズに応じた授業が提

供できるよう、訪問教育の充実を図るべきである。

3 深刻な不況により就労の場を狭められている障害のある人の働く場を確保するため、障害者の法定雇用率遵守の徹底化を図るとともに、障害者雇用に関する積極的な取り組みに、障害者雇用率制度の適用については、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することにより、早期に実施されるよう努めるべきである。さらに、ITの進展を踏まえ、ITの活用による障害のある人の多様な就業機会の可能性を広げる方策について推進すべきである。

4 近年、安価な製品の輸入が増えているため、障害者の活動の場である授産施設や小規模作業所等で作られる製品との間に競争が生じ、仕事の受注の減少を余儀なくされている。障害のある人の地域生活を支える上で重要な役割を果たしている小規模作業所への補助を行うとともに、調達の拡大等により障害者の授産施設等の製品の販路拡大を図る必要がある。

三 障害のある人の権利

1 障害のある人が、生涯を通じてあらゆる分

野で機会の平等が確保され、障害のない人と同等の権利が保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備に努める必要がある。その際、障害のある人の能力に差があることに留意するとともに、社会福祉制度を充実する必要がある。 2 措置制度から支援費制度への移行に伴い利用者本位のサービスの確保に努めるとともに、障害のある人を権利の主体と位置付け、差別解消のためには法律や制度の整備のみならず、合理的配慮が必要であることに留意しつつ、総合的な障害者施策の推進に努めるべきである。	策決定過程への参画が不可欠であり、その一層の推進を図る必要がある。 第四 児童虐待の防止に関する決議 親等の保護者からの虐待により、心身の健全な育成が阻害されることはもとより子どもの生命までが危険にさらされる児童虐待については、平成十二年十一月の「児童虐待の防止等に関する法律」施行によって、その防止に向けた対応に一定の前進が見られるものの、悲惨な事件は後を絶たない。 児童虐待が発生する背景としては、家族の抱える経済的要因のみならず、近年の都市化に伴う核家族化、家庭の内外における人間関係の希薄化等の社会的要因も指摘されることである。これらは現代の家族の在り方や地域社会の在り方とも密接に関係する問題であり、児童虐待の根本的解決のため、世代間の暴力の連鎖を断ち切るとともに、次世代を担う子どもを、社会全体としてどのように育成していくかという観点に立った幅広い検討が求められるところである。 同時に、児童への虐待が子どもの人権を侵害する行為であることに留意するとともに、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、児童が人権の享有主体として尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現をも視野に入れたつ、虐待防止に向けた取組を進めていくことは、	我々立法府並びに政府の責務でもある。 このような観点に立ち、本調査会は昨年一年間児童虐待の防止に関する調査を行い、その結果を中間報告として取りまとめ、虐待の発生原因・予防、虐待の早期発見・早期対応、被虐待児への支援体制の確立等について提言を行ったところであり、本年においても引き続き、児童虐待の防止に向けた更なる調査を行った。 立法府は、本問題の早期解決に向け、懲戒権を含む親権の在り方や児童の人権尊重の理念の明文化を始めとして、児童虐待の防止等に関する法律の見直しとともに、性的虐待に対する刑事法的介入の在り方を含め、関係法律の検討を早急に行うこととする。 また、政府においては、本調査会の提言の諸施策を含め、次に掲げる事項について予算上の措置を含め、万全の措置を講ずるべきである。 一 虐待の原因の一つとなる育児における親の孤立化を防ぐため、地域子育て支援センター・子育て支援ネットワークの周知及び拡充に努めるとともに、父親も子育てに対する参加と責任が果たせるよう労働時間の短縮を始め、父親の育児教室の推進等子育て支援策の充実に努めること。 二 虐待の予防には早期の把握や対応が重要なことから、妊産婦健診、周産期診療、乳幼児健診等の充実・強化に努めるとともに、これらの時期に母親等と接触する機会の多い保健師、助産師等の役割の重要性を踏まえ、教育・研修等の実施により保健師、助産師等の資質の向上を図ること。 また、虐待を防止する予防的な教育の一環として、学校教育において児童自らが自分自身の身を守るような教育の推進に努めるとともに、関係教職員の研修等を通じた資質向上により、学校における児童への適切な支援が行われるようにすること。 三 児童相談所に求められる役割の変化を踏まえ、その機能強化を図るとともに、児童虐待相談件数の急増に適切に対処するため、児童相談所職員の増員、児童福祉司の専門性の向上、児童養護に豊富な経験を持つ人材の児童相談所での活用等について検討を行うこと。また、一時保護所や児童養護施設等における居住性の向上、被虐待児への個別対応を図るため、これらの施設の充実、関係職員の資質の向上及び増員に努めること。 四 被虐待児の適切な保護等のため、裁判所の積極的関与が図られるよう、司法手続上の整備を含めて引き続き検討を行うこと。 五 国及び地方における虐待防止ネットワークの構築をより一層推進するとともに、住民に最も身近な市町村レベルのネットワークが地域の関係機関や住民との間で協力体制を取り、児童相
四 福祉機器等の流通の促進 近年、障害のある人等の生活環境の改善に資する、新たな福祉機器等が開発されている。このような製品の開発に当たっては障害のある人等のニーズを踏まえるとともに、その普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等を図るべきである。 五 障害のある人等の政策決定過程への参画 障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえて障害者施策を推進するためには、障害のある人を中心に、障害者施設や障害者団体の関係者など、障害のある人等の政		

談所と協同して虐待の予防、早期発見、さらには事後の虐待事例へのフォローにも対応できるようにすること。

六 児童福祉施設等における児童への虐待や二次的被害の防止のため、関係機関の職員の研修等を通じて、資質の向上を図るとともに、虐待を受けている児童が相談しやすい環境をつくるための体制の整備を図ること。

七 期間に弾力性を持たせた里親や専門的な心理ケアを行う里親制度の拡充・多様化を更に進めるとともに、里親の認定から委託後のフォロー

までの各段階を通じて、里親への支援の充実に努めること。

八 虐待する親に対しては、治療的なアプローチが不可欠であり、親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムの開発・研究を進めるとともに、援助を受ける意欲のない親への動機付けの方途について、司法的関与の在り方を含め検討すること。また、分離された親子の再統合に向けてのプログラムの研究・開発についても検討を進めること。
右決議する。

○ 参議院共生社会に関する調査会委員(平成十五年八月十八日現在)

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| 会長 小野 清子(自由民主党・保守新党) | 理事 有馬 朗人(自由民主党・保守新党) |
| 理事 清水嘉与子(自由民主党・保守新党) | 理事 橋本 聖子(自由民主党・保守新党) |
| 理事 羽田雄一郎(民主党・新緑風会) | 理事 山本 香苗(公明党) |
| 理事 林 紀子(日本共産党) | 理事 高橋紀世子(国会改革連絡会(自由党・無所属の会)) |
| 有村 治子(自由民主党・保守新党) | 大仁田 厚(自由民主党・保守新党) |
| 大野つや子(自由民主党・保守新党) | 小泉 顕雄(自由民主党・保守新党) |
| 後藤 博子(自由民主党・保守新党) | 段本 幸男(自由民主党・保守新党) |
| 南野知恵子(自由民主党・保守新党) | 山下 英利(自由民主党・保守新党) |
| 岡崎トミ子(民主党・新緑風会) | 神本美恵子(民主党・新緑風会) |
| 郡司 彰(民主党・新緑風会) | 鈴木 寛(民主党・新緑風会) |
| 千葉 景子(民主党・新緑風会) | 風間 昶(公明党) |
| 弘友 和夫(公明党) | 吉川 春子(日本共産党) |
| 福島 瑞穂(社会民主党・護憲連合) | |

(参考)

1 主な活動経過

(二年目)

第百五十二回国会 平成十三年 八月 七日	共生社会に関する調査会設置
第百五十三回国会 平成十三年十一月 五日	調査テーマを「共生社会の構築に向けて」に決定 「共生社会の構築に向けて」のうち、共生社会について調査会委員間の自由討議
十一月 十九日	「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、松下内閣府副大臣、岸田文部科学副大臣及び南野厚生労働副大臣から説明聴取、質疑
十一月二十一日	「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、横内法務副大臣、警察庁及び最高裁判所から説明聴取、質疑
十二月 三日	「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、参考人日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員・弁護士磯谷文明氏、国立小児病院・小児医療研究センター小児生態研究部長谷村雅子氏及び大阪府中央子ども家庭センター所長萩原總一郎氏から意見聴取、質疑
第百五十四回国会 平成十四年 二月 十三日	「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、参考人駿河台大学法学部教授吉田恒雄氏、筑波大学心身障害学系教授宮本信也氏及びエンパワメント・センター主宰森田ゆり氏から意見聴取、質疑
二月 十八日 二十日	共生社会に関する実情調査のため、香川県及び岡山県に委員派遣

二月二十七日 「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、松下内閣府副大臣、横内法務副大臣、狩野厚生労働副大臣、警察庁及び最高裁判所から説明聴取、質疑 四月 三日 「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、参考人東京大学大学院教育学研究科教授汐見稔幸氏、徳永家族問題相談室室長・保健師徳永雅子氏及び日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員・弁護士坪井節子氏から意見聴取、質疑 四月 十日 「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、狩野厚生労働副大臣、岸田文部科学副大臣、横内法務副大臣、内閣府、警察庁及び最高裁判所に質疑 五月 八日 「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、調査会委員間の自由討議 六月 十二日 共生社会に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定	十二月 四日 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について、参考人桃山学院大学社会学部社会学科教授北野誠一氏、明治学院大学社会学部社会学科教授中野敏子氏及び社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長兒玉明氏から意見聴取、質疑 二月 十二日 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件(バリアフリー社会の実現)について、参考人東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男氏、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳氏及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦氏から意見聴取、質疑 二月 十八日 二十日 共生社会に関する実情調査のため、兵庫県及び京都府に委員派遣 二月 二十六日 「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について、鴨下厚生労働副大臣から説明聴取、参考人淑徳大学社会学部社会学科教授柏女霊峰氏、朝日新聞論説委員川名紀美氏及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人氏から意見聴取、質疑 四月 二日 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件(障害者の権利)について、参考人桃山学院大学社会学部社会学科教授瀧澤仁唱氏、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局局長野村茂樹氏及び障害者インテリナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉氏から意見聴取、質疑 四月 十六日 「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明聴取、参考人お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科学科教授戒能民江氏、全国婦人相談員連絡協議会会長原田恵理子氏及び女性の家HELPLEDレクター大津恵子氏から意見聴取、質疑
(二年目) 第五百十三回国会閉会後 平成十四年 九月 三日 九月 十二日 共生社会の構築に関する実情調査のため、アメリカ及びカナダに海外派遣 第五百五十五回国会 平成十四年十一月 十一日 十一月 二十日 十一月 二十七日 海外派遣議員から報告聴取、調査会委員間の意見交換 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について、参考人日本社会事業大学社会学部社会学科教授佐藤久夫氏、東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科学科教授石渡和美氏及び全国自立生活センター協議会代表中西正司氏から意見聴取、質疑	

五月 七日	「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について、調査会委員間の自由討議
六月 十六日	児童虐待の防止に関する決議 共生社会に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定

2 携杖許可制度の見直しについての申入れ

議院運営委員長 宮崎 秀樹殿

携杖許可制度の見直しについての申入れ

本共生社会に関する調査会は、現在、障害者の自立と社会参加をテーマに調査を進めているところであります。

我が国の障害者施策は、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念の下に、障害のある人の自立と社会参加を推進することを目的に総合的に進められておりますが、残念ながら障害のある人が社会生活を送る上で直面する様々な障壁が存在しております。

ノーマライゼーションの理念を社会的に定着させることは国民から負託を受けた国会としても積極的に取り組むべき課題であります。現在、議場又は委員会議室に入る者が、つえを携帯する場合には参議院規則第二〇九条但し書によって議長の許可を得ることになっております。また、車いすの利用についても参議院規則を準用する形で同様の措置が採られているところでもあります。これらは会議の秩序の維持のために採られた措置であります。今日、障害のある者にとって、つえや車いす、さらには既に傍聴人だけには原則認められている身体障害者補助犬などは、障害により失われ、または損なわれた機能を補完・代替する用具等として、日常生活上の便宜を図るものであり、必要不可欠な身体の一部であるといえます。

このような観点に立ち、国会警備上の問題に留意しつつも、つえのうち、歩行補助のつえ及び盲人安全つえの携帯については原則として認める方向での別紙(別紙は略)のような参議院規則改正について

て、早期に議院運営委員会において検討がなされるよう、本調査会各会派の総意として申し入れるものであります。

平成十五年三月二十四日

共生社会に関する調査会

会長 小野 清子
理事 有馬 朗人
理事 清水嘉与子
理事 橋本 聖子
理事 羽田雄一郎
理事 山本 香苗
理事 吉川 春子
理事 高橋紀世子
委員 福島 瑞穂

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三三〇円